

# 貝塚市緑の基本計画



海・まち・山にみどりがあふれ

みどり与人

人と人がつながるまち

かいづか



貝塚市

令和6年3月

# 貝塚市緑の基本計画

平成 12 年 策定

令和 6 年 3 月 改定

貝 塚 市

# はじめに

貝塚市は、国の天然記念物指定 100 周年を迎えたブナ林を育む和泉葛城山系の森林から、二色の浜の海辺まで、変化に富んだ豊かな自然環境を有しています。

市街地が広がる平地部では、住宅だけでなく、生産緑地などのみどりの空間も存在しています。市域の中央部には市街化調整区域を中心に田園地帯が広がっているなか、市域を貫くように流れる近木川がみどりの軸を形成しております。また、丘陵地には、里山環境が残っており、山麓部の集落には、農地や自然と調和した農村景観が残るなど、みどりが市内各所に息づいています。



本市では平成 12 年 8 月に「貝塚市緑の基本計画」を策定し、「海と山の自然が ひとつふれあうまち かいづか」の実現に向け、様々な緑化及び緑地環境の保全に関する施策や事業を展開してきました。

しかし、計画策定から 20 年以上が経過し、全国的に人口減少や少子高齢化が一層進むなか、地球温暖化対策や南海トラフ巨大地震を始めとする災害への備えなどにも対応した、みどりの創出を図るための新たな計画が必要となりました。

そこで、概ね 20 年後のみどりに関わる課題解決を見据え、「貝塚市緑の基本計画」の改定を行うこととし、新計画においては、「海・まち・山にみどりがあふれ、みどり与人、人と人がつながるまち かいづか」を基本理念に掲げました。みどりの量的な不足に対して、市が所有する公園・緑地のみならず、民有地を地域住民が利用できる緑地として民間が管理運営する市民緑地認定制度の活用を進めてまいります。また、多様な主体による協働の場・機会として「(仮称) 貝塚みどりの未来会議」を新たに設置し、各主体がそれぞれの強みをいかりながら、人とみどり、人と人がつながる場・機会の創出を図ってまいります。

最後に、今回の改定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました検討委員会委員の皆様をはじめ、アンケートや意見交換会等でご協力を賜りました市民の皆様、各種団体の皆様に、心より感謝申し上げますとともに、本市のみどりのまちづくりにより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 6 年 3 月

貝塚市長 酒井 了

# 貝塚市緑の基本計画

## 目次

|  |           |
|--|-----------|
| <b>1章 貝塚市緑の基本計画について</b> .....          | <b>1</b>  |
| 1-1. 計画改定の背景と目的 .....                  | 1         |
| 1-2. みどりとは .....                       | 1         |
| 1-3. 緑の基本計画とは .....                    | 3         |
| 1-4. 改定の視点 .....                       | 3         |
| 1-5. 計画の位置付け .....                     | 7         |
| 1-6. 計画の枠組み .....                      | 7         |
| <b>2章 本市のみどりの特徴と課題</b> .....           | <b>8</b>  |
| 2-1. 本市の概況 .....                       | 8         |
| 2-2. みどりを取り巻く社会情勢の変化 .....             | 10        |
| 2-3. 本市のみどりの現況 .....                   | 17        |
| 2-4. 本市のみどりの特徴と課題 .....                | 29        |
| <b>3章 みどりの将来像と基本方針</b> .....           | <b>42</b> |
| 3-1. 基本理念 .....                        | 42        |
| 3-2. みどりの将来像 .....                     | 43        |
| 3-3. 基本方針 .....                        | 45        |
| 3-4. みどりの確保目標 .....                    | 46        |
| <b>4章 推進施策</b> .....                   | <b>48</b> |
| 4-1. 施策体系 .....                        | 48        |
| 4-2. 施策 .....                          | 49        |
| 4-3. 地域別施策方針 .....                     | 58        |
| <b>5章 重点施策</b> .....                   | <b>59</b> |
| 5-1. 基本的な考え方 .....                     | 59        |
| 5-2. 緑化重点ゾーンおよび保全配慮ゾーンの設定 .....        | 60        |
| 5-3. ゾーンごとの基本方針および施策 .....             | 61        |
| <b>6章 計画の推進</b> .....                  | <b>73</b> |
| 6-1. 計画の推進体制 .....                     | 73        |
| 6-2. 計画の推進方策 .....                     | 74        |
| <b>参考資料1 用語集</b> .....                 | <b>75</b> |
| <b>参考資料2 貝塚市緑の基本計画検討委員会 開催経緯</b> ..... | <b>83</b> |
| 1. 貝塚市緑の基本計画検討委員会名簿 .....              | 83        |
| 2. 貝塚市緑の基本計画検討委員会の開催経緯 .....           | 84        |

# 1章 貝塚市緑の基本計画について

## 1-1. 計画改定の背景と目的

貝塚市は、和泉葛城山系の森林から二色の浜の海辺まで多様な地形のうえに、変化に富んだ豊かな自然環境を有しています。一方で、全国的な少子高齢化に伴う人口減少が進行する中、気候変動により頻発する自然災害への対応、南海トラフ巨大地震の発生への備えなど、様々な課題に直面しています。

このような課題に対応するため、本市では令和4年度に「貝塚市都市計画マスタープラン」や「貝塚市立地適正化計画」など、本市のまちづくりの方向性を示す計画の改定及び策定を行っており、まちの拠点づくりや賑わいづくりなどの取組みを今後展開していくこととしています。

さらに、成熟社会を迎えるとともに、新型コロナウイルスの感染拡大を経た今日、市民のライフスタイルの変化や価値観の多様化をふまえたまちづくりが求められています。

このような状況から、平成12年の現行計画策定時から今日までにおけるみどりを取り巻く社会情勢の変化に対応し、ライフステージに応じた様々な課題解決にみどりをいかすため本計画の改定を行います。

## 1-2. みどりとは

### (1) みどりの定義

本計画では、対象とする「みどり」を以下のように定義します。

「みどり」：樹木、樹林、草地、草花などの「植物の緑」だけでなく、河川や海、ため池などの「水辺空間」、さらには公園や駅前・広場、道路、学校などの「公共の緑のある空間」、住宅の玄関先や庭、社寺境内地や工場、事業所、店舗などの「民間の緑のある空間」、そしてそこに生息・生育する様々な生き物、まちの歴史や文化を感じさせる資源や景観など、都市の環境や暮らし、文化などを支える幅広いもの、および、これらにかかわる活動。

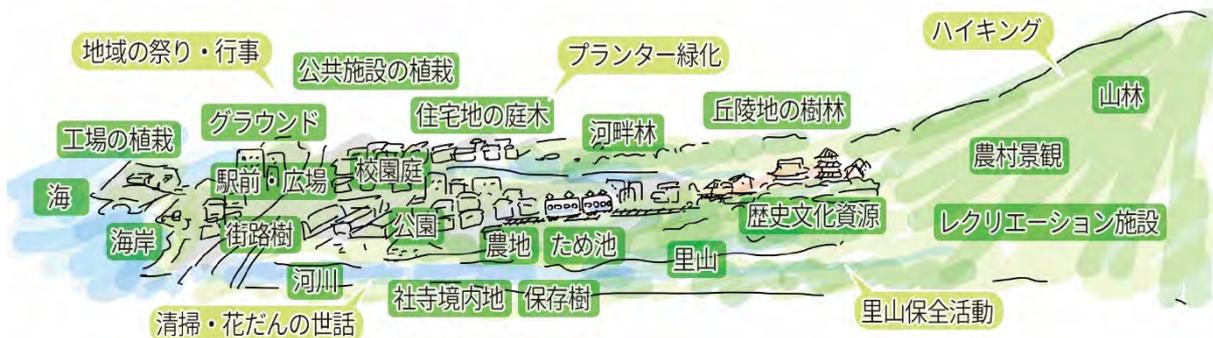


図 対象とする「みどり」のイメージ図

## (2) みどりの役割

みどりの基本的な役割として、「環境保全」「レクリエーション」「景観形成」「防災」の4つが挙げられます。また、これから期待される役割として、子育て、健康づくりや生きがいづくり、みどりを介した人々との交流を通じたコミュニティ形成や賑わいづくり、地域の魅力向上や観光振興など、市民生活における様々な場面で役立つことが期待されています。本計画の改定にあたっては、これらの基本的な役割とこれから期待される役割を、みどりの役割と捉えます。



図 みどりの役割

### 1-3. 緑の基本計画とは

都市緑地法第4条第1項に基づき、市町村が策定するみどりに関する総合的な計画であり、みどりのあるべき姿を表す将来像や目標、それらを実現するために必要な緑地の保全や緑化の推進に関する施策等を定めるものです。これに基づき、公園の整備や維持管理、緑化の推進、緑地の保全およびこれらのみどりの利活用などに関する施策を総合的・計画的に推進していくものです。

### 1-4. 改定の視点

本市では平成12年8月に「貝塚市緑の基本計画」を策定し、みどりのまちづくりに関する取組みを進めてきました。しかし、策定から20年以上が経過し、計画に基づくみどりの取組みの進捗状況を踏まえるとともに、社会経済情勢や市民のライフスタイルの変化、価値観の多様化に伴うみどりに求められる役割の変化、新型コロナウイルスの感染拡大によるみどりの役割の変化に対応した新たな計画づくりが必要となっていることから、本改定にあたっての視点を整理します。

#### (1) 「貝塚市緑の基本計画（平成12年）」の達成状況

「貝塚市緑の基本計画（平成12年策定）」では、「自然と歴史を伝える緑をまもる施策」「まちに緑の拠点をつくる施策」「身近な緑をふやす施策」「緑を育てる施策」の4つの具体的施策を掲げ、計画の推進を図ってきました。その結果、計画の目標水準に対する現状は以下の通りとなっています。

市街地面積に対する緑地の割合については、二色の浜公園の供用区域の拡大や東山地区のまちびらきに伴う都市公園の整備などが進んだことや、本計画の改定にあたりみどりの定義（P1参照）を見直したことにより、これまで緑地として面積をカウントしていなかった公共施設の緑のある空間も新たに緑地として取り入れたことなどにより、目標水準を達成している状況です。しかしながら、都市計画公園については計画地の土地利用状況などから整備が進んでいないものもあり、都市公園等の施設として整備すべき緑地（施設緑地）としては目標水準を達成していません。

また、都市計画区域面積に対する緑地の割合については、和泉葛城山の森林や近木川、二色の浜海岸などの自然環境の保全を引き続き図ってきましたが、市街化調整区域における農地の転用などにより緑地が減少し、目標水準を達成していない状況です。

表 目標水準の達成状況

| 項目                     | 貝塚市緑の基本計画<br>(平成12年) 策定時 | 貝塚市緑の基本計画<br>(平成12年) 目標水準 | 貝塚市緑の基本計画改定<br>(令和4年度末) 現況値 |
|------------------------|--------------------------|---------------------------|-----------------------------|
| 市街地面積に<br>対する緑地の割合     | 13.4%<br>(213ha)         | 16.0%<br>(278ha)          | 16.1%<br>(268ha)            |
| 都市計画区域面積に<br>対する緑地の割合  | 56.8%<br>(2,500ha)       | 59.0%<br>(2,585ha)        | 56.0%<br>(2,462ha)          |
| 都市公園等の施設<br>として整備すべき緑地 | 9.3 m <sup>2</sup> /人    | 16.3 m <sup>2</sup> /人    | 14.9 m <sup>2</sup> /人      |

緑地面積の確保に向けた取組みとして、都市公園の整備のほか、市役所庁舎の建替えに伴う緑の市民広場の整備など、公共施設の整備にあわせてみどりの確保を進めてきました。また、民有地では、生垣助成制度による住宅地の緑化推進、工場立地法や大阪府自然環境保全条例に基づく緑地の確保などにより一定の緑地確保は進んだものの、制度活用実績の伸び悩みなどの課題が生じています。

「緑を育てる施策」では、「花いっぱい運動」や「アドプトプログラム」などの市民協働による緑化推進を図ってきました。近木川では「クリーンキャンペーン」が行われ、せんごくの杜では、里山保全エリアの多面的な機能を発揮するため、平成 29（2017）年にボランティア組織「せんごくの杜～さくらの里～」と協定を締結し里山再生を進めるなど、市民協働による様々な取組みを展開しています。

## （２）社会背景

「貝塚市緑の基本計画」が策定された平成 12（2000）年の 5 年前、平成 7（1995）年に阪神淡路大震災が発生し、多大な被害が発生した一方で、ボランティア活動が復興に向けて大きな力となったとともに、平時における活動がいざというときに役立つコミュニティ形成につながるなどから、この平成 7（1995）年を「ボランティア元年」と呼ぶようになり、大きな契機となりました。

また、国の経済情勢をみると、公共事業費のピーク期となっていましたが、以降は少子高齢化に伴う人口減少とともに縮減傾向にあり、現在も厳しい経済情勢が続いています。本市においても、平成 22（2010）年の約 9 万人をピークに人口減少が進んでおり、厳しい財政状況が予想されます。

このような状況の中、みどりの確保や利活用について、市民、企業、学校、行政など多様な主体の連携による取組みを一層展開していくことの重要性が示されています。本市においても、これまでに育ててきた市民協働の取組みをいかしながら、みどりの取組みを広げていくことが必要です。

| 年代と社会潮流   | 社会背景   | みどりにかかわる国などにおける動向  | 貝塚市のまちづくりにかかわる動向  | 貝塚市におけるみどりに関する動向   |
|---|--|--|---|--|
| ～1970年代<br>↓<br>1980年代<br>↓<br>1990年代<br>↓<br>2000年代<br>↓<br>2010年代<br>↓<br>2020年以降<br>↓<br>現在(2024)<br>↓<br>これから | 高度経済成長長期<br>■高度経済成長<br>■都市への人口集中<br>■公害問題の顕在化<br>大阪万博の開催(1970)<br>オイルショック(1973)<br>公共事業費の推移イメージ  | 近郊緑地保全区域の指定(1967)<br><br>緑のマスタープラン(1977)<br>・レクリエーション<br>・環境保全<br>・景観形成<br>・防災機能   | 貝塚市の人口推移イメージ<br>貝塚港の開港(1978)<br><br>二色町まちびらき(1989)<br>阪和自動車道開通(1990)<br><br>自然遊学館・市民の森・シェルター開館(1993)<br>関西国際空港開港(1994)<br><br>人口約8.8万人(2000)<br><br>東山まちびらき(2008)<br><br>人口ピーク約9万人(2010)<br><br>近木川汽水ワンド整備(2012)<br>第5次総合計画策定(2014)<br><br>“ローン・クリケットフィールド”開設(2020)<br><br>新庁舎開庁(2022)<br>現在の人口約8.3万人(2023) | 府営二色の浜公園の開園(1951)<br><br>水間公園の開園(1976)<br><br>花いっぱい運動開始(1989)<br><br>金剛生駒紀泉国定公園に区域拡大[和泉葛城山系の追加](1996)<br><br><b>貝塚市緑の基本計画(2000)</b><br>自然環境の保全(和泉葛城山ブナ林の保護増殖、近木川的环境改善など)<br>公園整備(まちびらきに伴う公園整備、小規模公園の確保)<br>市民協働によるみどりの取り組みの展開(花いっぱい運動の継続、アドプトプログラムせんくくの社での里山再生など)<br>民有地の緑化推進(生垣助成、工場緑化など) |
|   | 安定バブル長期<br>■経済から文化<br>■レクリエーションの高まり<br>リゾート法制定(1987)<br>国際花と緑の博覧会(1990)<br><br>失われた10年<br>■市民参加の拡大<br>■地方分権<br>■阪神淡路大震災<br>ホラティア元年(1995)<br>公共事業費の増大<br>公共事業費のピーク(1997ごろ)  | +地球温暖化対策<br>+生物多様性保全<br><br>指定管理者制度(2003)<br><br>緑の基本計画(2004)<br>・都市公園の明確化等        | 人口減少<br>公園を使いこなす<br>公募設置管理制度(2017)<br>+都市農地の保全  | <b>貝塚市緑の基本計画改定(2024)</b><br>これまでの計画に基づく取り組み進捗状況や社会背景などをふまえた、みどりの取り組みの推進  |
|   | 低成長長期・環境の時代<br>■東日本大震災<br>■都市の集約化(コンパクトシティ)<br>■公民連携・新しい公共<br>■災害の多発・国土強靱化<br>■SDGs<br><br>公共事業費の縮減<br>■新型コロナウイルス感染拡大<br>■30by30<br>■南海トラフ巨大地震発生の可能性<br>■地球温暖化に伴う風水害の頻発・激化 | ■都市公園新時代<br>■人中心<br><br>民間活力の活用<br>都市公園ストックの活用<br>民有地を活用したみどりの創出<br><br>多様な主体による協働 | 人口減少・社会減傾向<br>まちづくりの方針を示す関連計画の策定  |  |

図 みどりを取り巻く社会情勢の変化と本市のみどりの取組みの変遷

### (3) 改定の視点

「貝塚市緑の基本計画（平成 12 年）」の達成状況および社会背景をふまえ、本改定にあたっての視点を示します。

#### <背景>

- ・「貝塚市緑の基本計画（平成 12 年）」に基づく取組みの進捗
- ・南海トラフ巨大地震等の大規模地震の切迫性や気候変動に伴う水害・土砂災害の災害リスクの増大
- ・少子化の進行による人口減少、高齢化の進行によるみどりの担い手不足
- ・市民のライフスタイルの変化や価値観の多様化に伴うみどりに求められる役割の変化
- ・新型コロナウイルスの感染拡大によるみどりの役割の変化
- ・第 5 次貝塚市総合計画、貝塚市都市計画マスタープラン、貝塚市立地適正化計画等、本市のまちづくりに関する基本的な方針を示す計画の策定と改定
- ・都市緑地法・都市公園法等の改正による P-PFI 制度等の創設、緑地としての「農地」の重要性などみどりの考え方の変化



#### <改定の視点>

##### ① 防災・減災への意識の高まりへの対応

気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化や南海トラフ巨大地震の発生が予想される中、防災・減災への意識が高まっていることから、みどりの多機能性をいかした防災・減災につながる取組みの展開が必要です。

##### ② 市民、企業、学校、行政等の多様な主体による協働の取組み

これまでに育ててきた市民協働のパートナーシップを継承していくとともに、少子高齢化によるみどりの担い手不足への対応や、多様化するライフスタイルや価値観に対応するため、多様な主体との協働や他分野との連携による取組みを進める必要があります。

##### ③ 民間活力を活用した、市民の憩いの場・賑わいの場づくり

みどりの保全、創出、活用に民間企業などのノウハウを積極的に活用することで魅力向上を図り、市民にとって憩いの場や賑わいの場として有効活用していくことが必要です。

##### ④ 特徴的なみどりの保全と活用

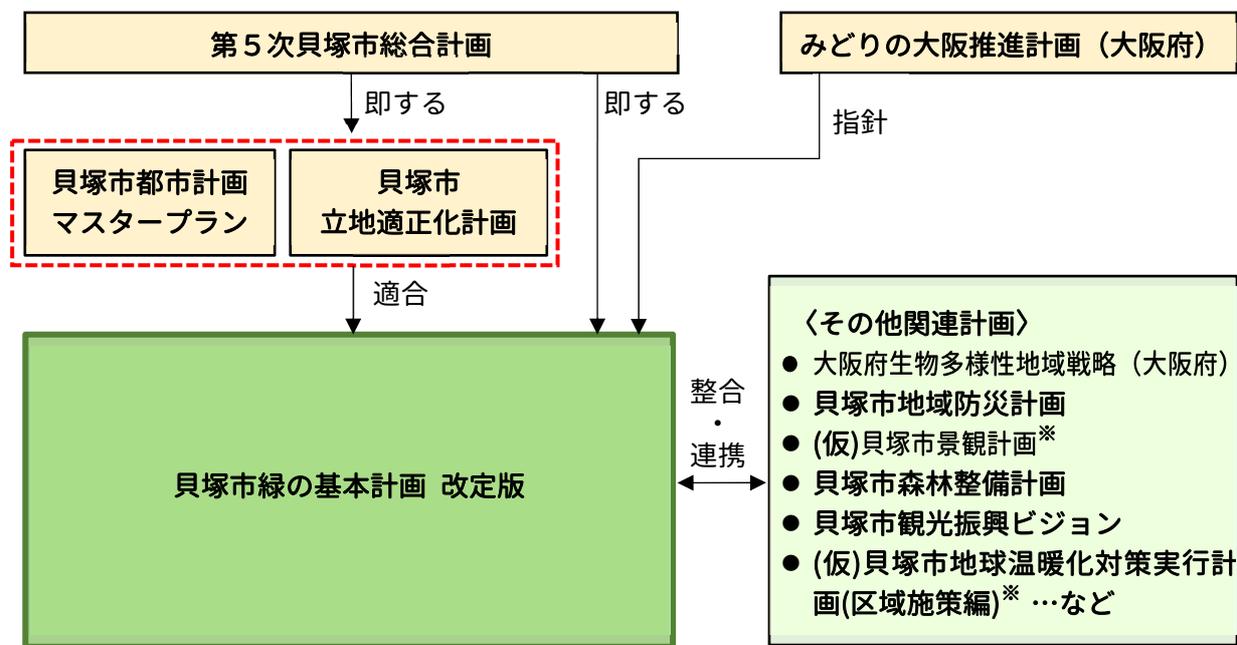
これまで市民などとの協働により大切に守り育ててきた和泉葛城山系ブナ林やせんごくの杜の里山、近木川などの河川や二色の浜の海岸といった本市の特徴的なみどりを引き続き保全していくとともに、老朽化や維持管理上の課題などから十分に活用されていないみどりを活用し、子育て、賑わいづくり、健康づくり、生きがいづくり、地域コミュニティ形成や地域活性化、観光振興など、市民生活にかかわる様々な地域課題の解決に役立てる必要があります。

##### ⑤ みどりの質の向上と維持管理の効率化

今後、人口減少に伴い立地適正化計画にもとづく居住や都市の生活を支える機能の誘導を進める中で、ストックマネジメントなどにより、みどりの質の向上と維持管理の効率化を図ることが必要です。

## 1-5. 計画の位置付け

本計画は、大阪府が策定した「みどりの大阪推進計画」を指針とし、本市の上位計画である「第5次貝塚市総合計画」に即するとともに、「貝塚市都市計画マスタープラン」「貝塚市立地適正化計画」に適合し、また、関連計画である「貝塚市地域防災計画」等と整合を図りながら改定します。



※令和6年度策定予定

図 本計画の位置付け

## 1-6. 計画の枠組み

### (1) 計画の対象

本計画の対象区域は、貝塚市全域とします。対象とする市域面積は 4,393ha で全域が都市計画区域であり、そのうち市街化区域面積は 1,663ha となっています。

また、市域を超えた広域的な取組みについても、周辺市町と連携を図りながら、必要に応じて計画の対象とします。

### (2) 計画期間および目標年度

本計画の計画期間は 20 年とし、目標年度は令和 25（2043）年度とします。また、中間年である 10 年後（令和 15（2033）年度）に見直しを行うものとします。

なお、今後の社会経済情勢やみどりを取り巻く状況の変化等をふまえ、必要に応じて見直しを行います。

## 2章 本市のみどりの特徴と課題

### 2-1. 本市の概況

本市のみどりについて考えるにあたり、本市の概況について以下に示します。

#### (1) 位置

本市は、大阪市の中心部から南に約30km、鉄道で約30分の距離にあり、大阪市と和歌山市との中間に位置するとともに、平成6（1994）年に開港した関西国際空港に近接しています。

鉄道は南海本線とJR阪和線、道路は山麓部に阪和自動車道、臨海部に阪神高速湾岸線などの充実した広域交通体系で結ばれるとともに、水間鉄道が市域の骨格を形成する公共交通としての役割を果たしています。

#### (2) 地勢

大阪湾を望む臨海部、市街地が広がる平地部と農地や樹林地が残る丘陵部、自然林が広がる山麓山間部と多様な地形を有しています。また、大阪府における貴重な自然海浜である二色の浜、ブナ林（国指定天然記念物）などの貴重な自然資源が保全されている和泉葛城山系、市内を縦貫して流れる近木川など、優れた自然環境に恵まれています。



図 本市の空間構成イメージ

#### (3) 歴史文化

和泉葛城山系の山麓部には、奈良時代に創建された水間寺が存在し、背景に和泉葛城山系を望む自然豊かな森林とともに、地域の歴史文化を伝える役割を担っています。また、南海貝塚駅周辺には、中世の自治都市であった寺内町などの歴史的資源とともに、神社やお寺の境内に存在する保存樹など歴史を感じられるみどりが存在しています。

#### (4) 人口

本市の人口は、関西国際空港の開港に伴う都市基盤整備などを契機として緩やかながら増加が続いていましたが、平成 22（2010）年をピークに人口は減少し、今後長期にわたり少子高齢化と人口減少が続くものと予想されています。

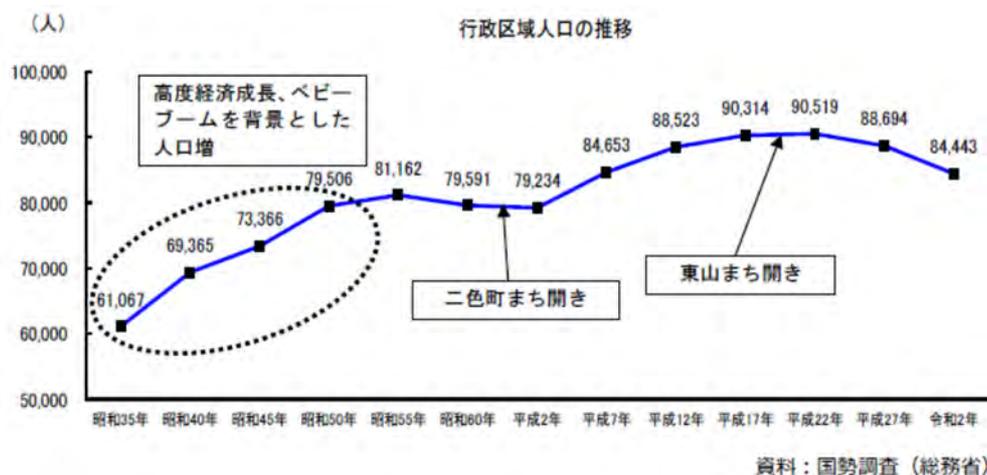


図 市域人口の推移（都市計画マスタープランより）

人口動態をみると、自然増減（出生－死亡）では死亡数が出生数を上回っており、年々減少数が大きくなっています。また、社会増減（転入－転出）も、転出数が転入数を上回っており、転出超過は年々増加傾向となっています。さらに、「第2期貝塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定のための市民アンケート調査」では、40代以下の定住意向（住み続けたいと思う）は5割を大きく下回っています。



図 自然動態、社会動態の推移（都市計画マスタープランより）

このように、少子高齢化や人口減少、転出超過が進む中、住み続けたいまちとしていくため、良好な生活環境や安心して暮らせるまちづくりにみどりを役立てる必要があります。

## 2-2. みどりを取り巻く社会情勢の変化

みどりに関連する各種計画の動向、社会経済情勢の変化や国の動向など、本計画の改定にあたり踏まえておくべきみどりを取り巻く社会情勢の変化について、以下に示します。

### (1) 関連計画

#### ①第5次貝塚市総合計画（2016（平成28）年12月）

本市のまちづくりに関する方針を示す総合的な計画として策定したものであり、まちづくりの方針およびまちの将来像（10年後に実現したい姿）を以下のように定めています。

本計画の改定にあたっては、様々な地域課題に対応し、これらの方針および将来像を実現するため、多様な主体や様々な分野と連携しながら、みどりを市民の生活にどのように役立てるかという視点が重要であると考えます。

#### <まちづくりの方針>

### 魅力かがやき 未来へつなぐまち 貝塚

本市が従来持つ魅力をさらにかがやかせ、人と人のつながりを生かしながら、子どもたちが夢と希望を持って大きく成長できる未来へとつながるまちづくりを、市民とともに進めます。

#### <まちの将来像（10年後に実現したい姿）>

まちづくりの2つの視点を基礎とし、まちづくりの方針を具体化するため、次の4つの「まちの将来像」を掲げます。

**将来像1** 心豊かな人が育ち ふるさとに誇りと愛着を感じるまち

**将来像2** 誰もが地域で健やかに ともに支え合うまち

**将来像3** みんなでつくる 安全・安心で快適に暮らせるまち

**将来像4** ひとと地域の資源を生かし にぎわいを生み出すまち

また、将来像を実現するための仕組みやすべての分野に共通する考え方である「推進方策」を次のとおりとします。

**推進方策** 市民とともに 紡ぐ まちづくり

市民・団体・事業者・行政を多数の糸に例え、それらが寄り合わさり、協働してまちを創り上げることから、推進方策を「市民とともに 紡ぐまちづくり」とします。

また、紡績業とともに発展した本市にふさわしい、まちづくりを表す言葉として「まち紡ぎ」と呼び、今後、市民と協働してまちづくりを進める上での基本姿勢とします。

図 まちづくりの方針と将来像（貝塚市第5次総合計画より）

### ②貝塚市都市計画マスタープラン（2023（令和5）年3月）

本市の都市づくりの将来像を定め、地域別のあるべき「まち」の姿を示すものとして策定するものであり、土地利用や都市計画の基本的な方針が示されています。

この中で、「臨海都市ゾーン」「田園丘陵市街地ゾーン」「山麓林間交流ゾーン」の3つのゾーンが設定され、各ゾーンの地域特性に応じた都市づくりの方針が示されています。本計画の改定にあたっては、地域ごとのみどりの特性に応じた取組みを進めるため、都市計画マスタープランのゾーン区分を参考に地域特性の把握および地域特性をふまえた取組みについて検討します。

また、「都市拠点」や「生活拠点」など、鉄道駅などに設定された各拠点において、各種機能の集積・強化を促進するとされていることから、各拠点の機能の充実にみどりをいかすことが求められます。

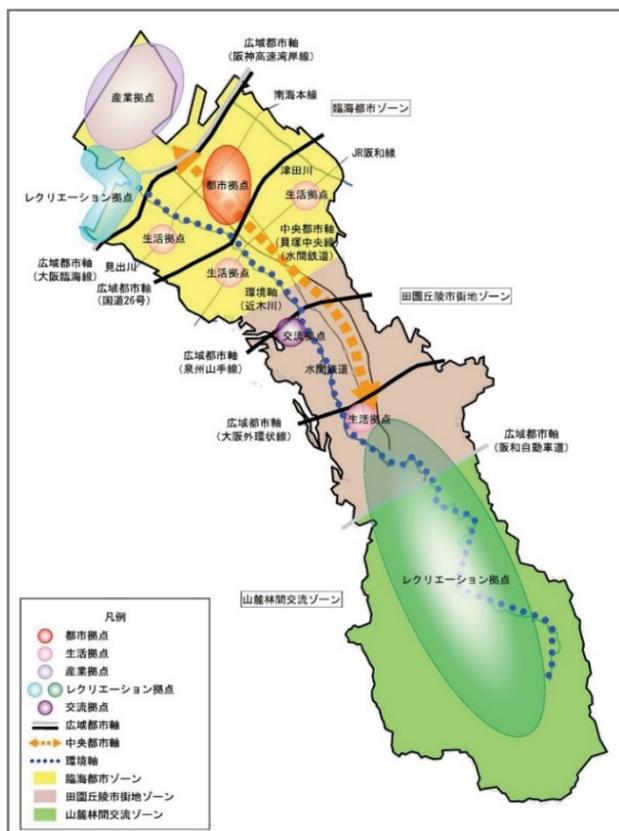


図 将来都市構造図（貝塚市都市計画マスタープランより）

### ③貝塚市立地適正化計画（2023（令和5）年3月）

人口減少・少子高齢化のもと、安心できる健康で快適な生活環境の実現とともに、財政面および経済面において持続可能な都市経営を行うことが大きな課題となっている中、居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトな市街地形成などを進めるため、貝塚市都市計画マスタープランの改定と合わせて策定されました。

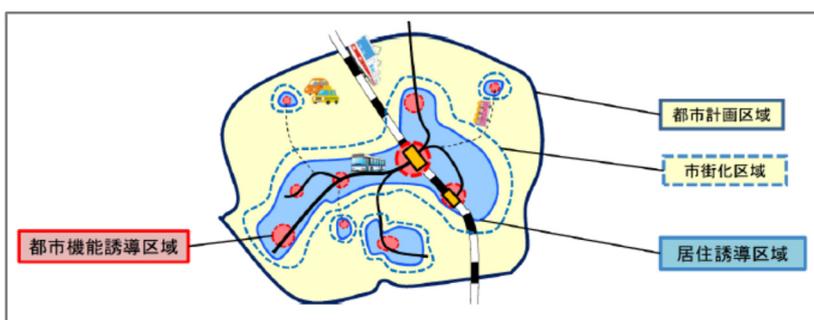


図 立地適正化計画制度のイメージ（国土交通省資料より）

立地適正化計画では、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるために設定する「居住誘導区域」や、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点等に誘導することで、各種サービスの効率的な提供を図るために設定する「都市機能誘導区域」が設定されています。この中で、居住機能や都市機能の集約にあたり、暮らしやすさの向上や賑わいのある都市拠点の充実のための都市基盤として公園緑地等の充実を図ることなどが示されていることから、本計画の改定にあたってはこれらに配慮した計画とする必要があります。

#### ④貝塚市地域防災計画（2023（令和5）年7月）

本市域における防災活動に関する総合的な計画であり、避難場所や避難路、延焼防止、応急活動の円滑な実施のため、公園緑地や道路、河川、ため池、農地などのオープンスペースなどといったみどりの役割などが示されています。

本市においては、市民ふれあい運動広場、青少年運動広場、福田公園、水間公園および各小中学校グラウンドなどが一時避難場所として指定されており、このうち青少年運動広場は広域避難場所としても指定されています。さらに、普段はドローンフィールドなどとして使用されるせんごくの杜防災広場は、臨時ヘリポートとなる防災拠点として指定されています。

これらの公園をはじめとしたみどりにおいては、防災機能の強化を目的とした施設整備などにより、地域の防災力を確保することが求められます。



写真 防災訓練のようす  
（せんごくの杜防災広場）

## （2）社会経済情勢

### ①環境保全の取組みの強化

2015（平成27）年の国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、地球温暖化による気候変動に伴う豪雨や猛暑のリスクが高まると予想される中、脱炭素社会の実現や循環型社会の形成の必要性が示されています。

環境省では、脱炭素の取組みを地域課題の解決につなげる地域脱炭素の考え方が示されており、都市部における緑化の推進や公園緑地の整備、農山村では木質バイオマスの活用や様々な再生可能エネルギーの活用を図ることなど、暮らしの中でみどりの視点から脱炭素に繋がる様々な取組みが推進されています。

### ②生物多様性保全への配慮

生物多様性の保全に関する国際的な関心が高まる中、自然環境だけでなく都市における生物多様性についても注目が高まっています。これを受けて、国では「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を策定し、樹林地や農地が限られる都市部における多様な生物の生息・生育環境となる緑地の保全・創出の推進や、緑の基本計画を生物多様性保全に活用することが推進されています。

また、環境省では、2021（令和3）年6月のG7サミットで約束された「30by30」（2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を自然環境エリアとして保全すること）の達成を目指して、国立公園等の拡充だけでなく、地域、企業、団体により生物多様性の保全が図られている土地の国際データベースへの登録やその保全を促進するとされています。

以上をふまえ、本計画の改定にあたっては、生物多様性保全にかかわるみどりの取組みの方向性などについて示す必要があります。

### ③防災・減災への意識の高まり

気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化や南海トラフ巨大地震の発生が予想される中、みどりの多機能性をいかした防災・減災につながる取組みが進められています。

国土交通省では、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりに向けて「グリーンインフラ」の取組みが進められています。グリーンインフラの取組みが解決に貢献する社会課題の一つとして気候変動対策が挙げられており、具体的には、街路樹による熱環境の改善、緑地や農地による雨水貯留・浸透、砂浜や防潮林による津波・高潮対策などがみどりに期待されています。

### ④都市公園ストックの活用

関係法令（都市公園法、都市緑地法、生産緑地法等）の改正（平成 29 年）により、民間活力を最大限生かした緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進するとされています。「都市公園のストック効果向上に向けた手引き」（平成 28 年 5 月）では、都市公園が有する様々な機能をいかして多様なストック効果を高めるための工夫として、以下のことが示されています。

#### 工夫①：戦略的なマネジメント

- ・都市公園は、整備しただけでストック効果を十分発揮するわけではない。
- ・個々の都市公園をその特性に応じて使いこなす、戦略的なマネジメントによって初めてそのポテンシャルを最大限に発揮できる。

#### 工夫②：様々な主体や施設との連携

- ・都市公園は、他の施設等と連携した利活用を促すことで、相乗効果によりストック効果が高まる可能性がある。
- ・都市全体を見て、子育て、福祉、観光など様々な分野や、民間事業者、地域住民など様々な主体と” Win-Win な連携” を図ることで、ストック効果をより高めることができる。

#### 工夫③：ストックの再編

- ・都市公園は、周辺環境の変化、ニーズの変化等により、整備当初に想定されていた効果を十分発揮できない場合もある。
- ・時代やニーズが変われば、都市公園もそれに応じ変わることが必要。地域住民等の合意に基づきながら、利用状況等に応じた公園施設の集約・再編、都市公園の統廃合を行うことでストック効果を発揮できる場合もある。
- ・ストック再編の考え方としては、「機能の再編」と「立地の再編」がある。

図 都市公園のストック効果を高めるための工夫（国土交通省資料より）

### ⑤都市公園の柔軟な管理運営の必要性

「都市公園の柔軟な管理運営の在り方に関する検討会提言」（令和4年10月）では、ポストコロナ時代における人中心のまちづくりへの機運の高まりから、「使われ活きる公園」の実現に向けて、以下に挙げる重点戦略に取り組む必要があるとされています。

- 重点戦略【1】 新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの場とする
- 重点戦略【2】 しなやかに使いこなす仕組みをととのえる
- 重点戦略【3】 管理運営の担い手を広げ・つなぎ・育てる

#### ◆都市公園新時代に向けた重点戦略～3つの戦略と7つの取組～

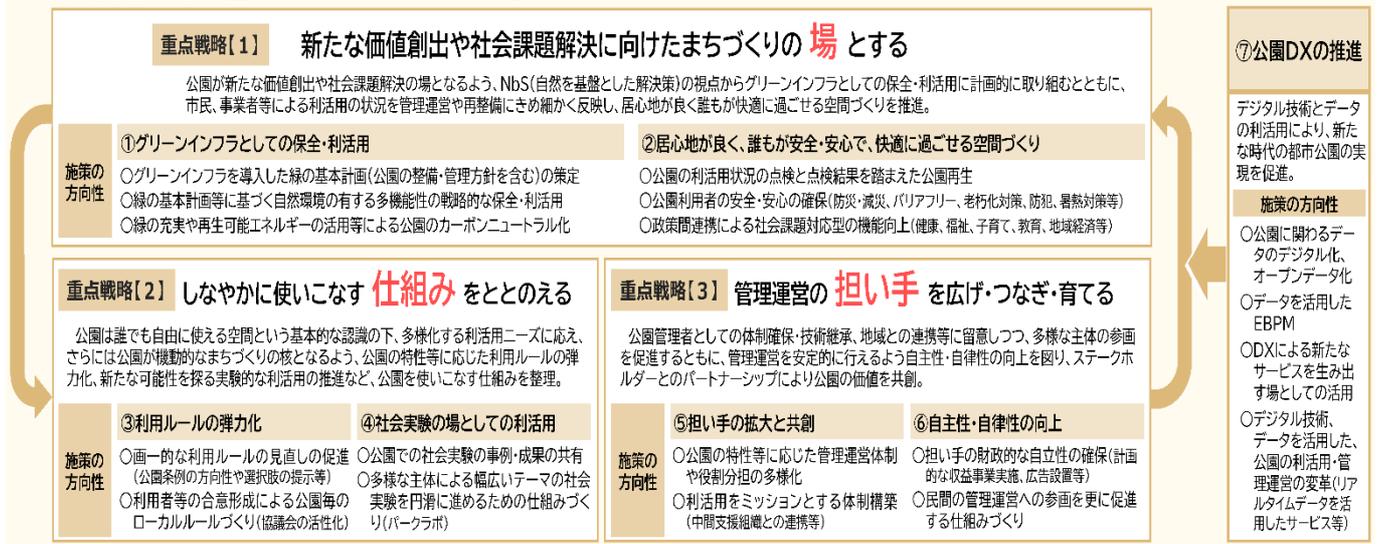


図 都市公園新時代に向けた重点戦略（国土交通省資料より）

### ⑥民間活力の活用のさらなる推進

平成28年5月に国土交通省が公表した「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開」において、今後の緑とオープンスペース政策において重視すべき観点として「ストック効果をより高める」「民との連携を加速する」「都市公園を一層柔軟に使いこなす」の3つが示されました。これを受けて、平成29年6月に都市緑地法等の一部を改正する法律が施行され、「公募設置管理許可制度（P-PFI制度）」や民間による市民緑地の整備を促進する制度などが創設され、民間活力を活用したみどりの整備や保全を効果的に推進する取組みが進められています。

### ⑦まちなかのオープンスペースの活用

「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇親会」の提言として、『「居心地が良くなる歩きたくなるまちなか」からはじまる都市の再生』が取りまとめられました。道路空間における歩行者滞在空間の創出や民間事業者による民地部分のオープンスペース化など、官民の多様な関係者が一体となって、居心地が良くなる歩きたくなるウォークラブルなまちなかづくりに向けた取組みが広がっています。

## ⑧民有地を活用したみどりの創出

住宅が密集する集落地や市街化が進んだ都市部では、良好な都市環境の形成に不可欠な緑地やオープンスペースが不足する地域が多く存在しています。それらの地域では、既存の土地利用状況などから用地取得が難しく、新たな公園などの確保には限界がある状況となっています。その一方で、特に密集市街地などにおいては空き地や空き家などが増加していることを受けて、民間主体が空き地などを活用して公園と同様の空間を創出する取組みを促進するため、平成 29 年度に市民緑地認定制度が創設されました。

また、平成 16 年の都市公園法の改正、PFI や指定管理者制度の活用などにより、民間との連携による緑地やオープンスペースの整備や管理運営が進んでいます。さらに、企業の CSR 活動への意識の高まりなどを背景として、みどりを対象とした企業の社会貢献活動を促す顕彰制度などの充実等により、民間開発により創出されるみどりも増加しています。

このように、成熟社会のなかで用地の確保が難しいことなどから新たなみどりの確保が難しい都市部において、民間主体と連携した民有地を活用したみどりの確保を推進する取組みが進められています。

### (3) みどりの役割と改定の視点

以上のみどりを取り巻く社会情勢の変化より、「環境保全」「レクリエーション」「景観形成」「防災」のみどりの基本的な役割に、本市のまちづくりの方針とまちの将来像の実現に向けてこれから期待されるみどりの役割を加えた5つの役割を最大限に発揮できるよう、みどりの取組を進める必要があります。

また、これまでのみどりの取組み状況をふまえるとともに、社会経済情勢の変化に対応した計画とするため、以下5つの視点から本市のみどりの現状と課題を把握し、取組を進める必要があります。

以上をふまえ、次項よりみどりの現状と課題について整理します。

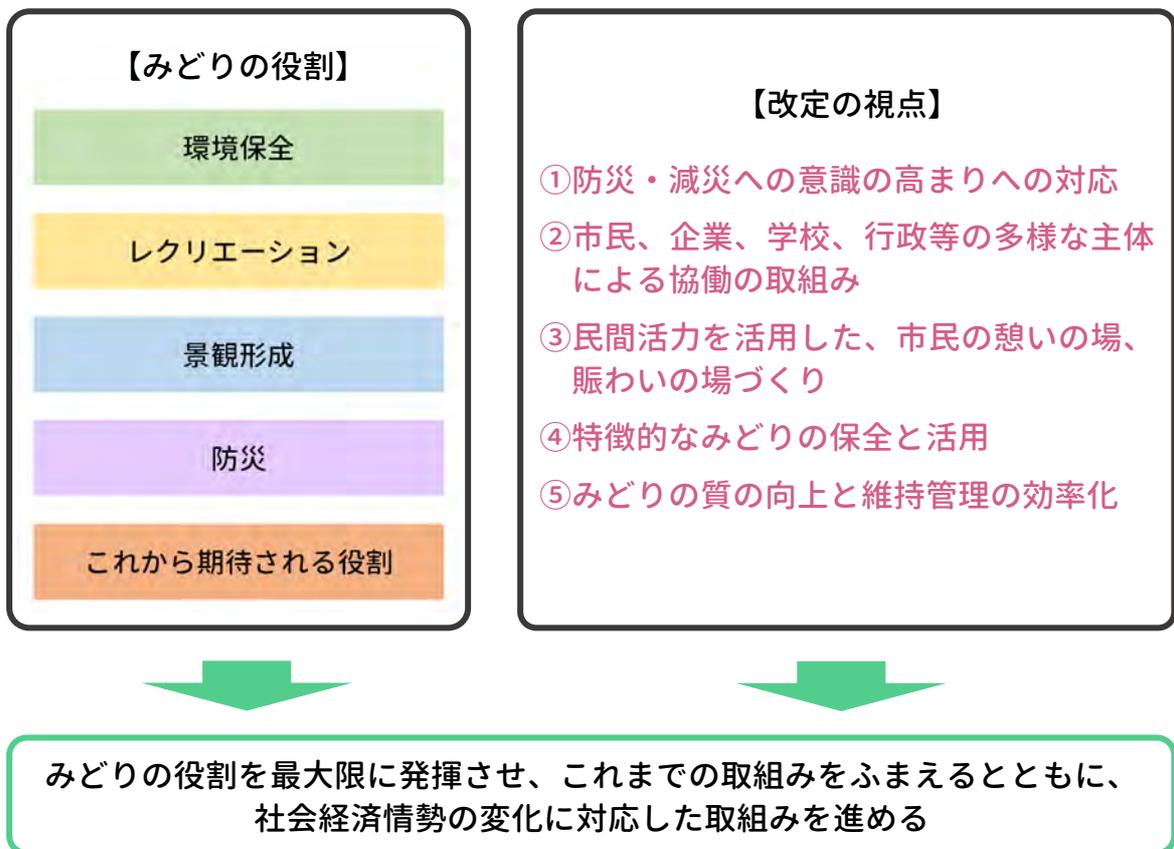


図 みどりの役割と改定の視点

## 2-3. 本市のみどりの現況

### (1) 緑地の現況

本市の緑地面積の総計は、約 2,462ha となっており、このうち、市街化区域が約 268ha となっています。種別の内訳をみると、施設緑地が約 172ha、地域制緑地は約 2,337ha となっています。

表 緑地の現況量

| 区分             | 市街化区域<br>(ha) | 市街化調整区域<br>(ha) | 都市計画区域<br>(ha)  |
|----------------|---------------|-----------------|-----------------|
| 施設緑地           |               |                 |                 |
| 都市公園           | 60.93         | 9.22            | 70.14           |
| 公共施設緑地         | 39.51         | 35.36           | 74.87           |
| 民間施設緑地         | 22.62         | 3.30            | 27.17           |
| 小計             | <b>123.06</b> | <b>47.87</b>    | <b>172.18</b>   |
| 地域制緑地          |               |                 |                 |
| 法によるもの         | 153.69        | 4,959.34        | 5,113.03        |
| 条例等によるもの       | 2.56          | 0.03            | 2.59            |
| 小計             | 156.25        | 4,959.37        | 5,115.63        |
| 地域制緑地間の重複      | 0.47          | 2778.58         | 2779.06         |
| 合計             | <b>155.78</b> | <b>2,180.79</b> | <b>2,336.57</b> |
| 施設緑地・地域制緑地間の重複 | 10.90         | 36.14           | 47.04           |
| 緑地総計           | <b>267.94</b> | <b>2,192.52</b> | <b>2,461.71</b> |

注) ・各種市資料より作成。値は令和4年度末時点。

・少数第3位で四捨五入した値であり、各値の和と、合計が一致しないことがあります。

・各区分については以下の通り。

施設緑地：都市公園あるいはこれに準じる機能を持つ施設として国、府、市町村が土地を所有している緑地（借地等も含む）

地域制緑地：森林、農地、交通用地や水辺等のオープンスペース、公共施設、民間の宅地や企業敷地等において、法や条例等により国、府、市町村が土地利用を規制、誘導して確保する緑地

公共施設緑地：児童遊園の開設面積、各種公共施設の緑地面積

民間施設緑地：社寺境内地、民間スポーツ施設、市民農園、民間事業者の敷地内におけるオープンスペース（航空写真による計測）等

法によるもの：風致地区、近郊緑地保全区域、保安林区域、国定公園、生産緑地地区、農用地区域、地域森林計画対象民有林、河川区域、文化財（国指定）緑地協定等

条例等によるもの：指定文化財等

## (2) 都市公園等

本市の都市公園の総数は 35 か所、70.14ha となっており、一人当たりの都市公園面積は 8.51 m<sup>2</sup>/人となっています。さらに、その他の公園（児童遊園）を加えると、183 か所、75.43ha、一人当たりの公園面積は 9.16 m<sup>2</sup>/人となっています。

表 公園の整備状況

| 種別           | 市街化区域       |            | 都市計画区域      |            |                                    |
|--------------|-------------|------------|-------------|------------|------------------------------------|
|              | 箇所数<br>(箇所) | 面積<br>(ha) | 箇所数<br>(箇所) | 面積<br>(ha) | 1人あたり<br>面積<br>(m <sup>2</sup> /人) |
| 都市公園         |             |            |             |            |                                    |
| 住区基幹公園       | 22          | 9.65       | 23          | 15.05      | 1.83                               |
| 街区公園         | 18          | 3.94       | 18          | 3.94       | 0.48                               |
| 近隣公園         | 4           | 5.71       | 4           | 5.71       | 0.69                               |
| 地区公園         | 0           | 0.00       | 1           | 5.40       | 0.66                               |
| 都市基幹公園       | -           | -          | -           | -          | -                                  |
| 総合公園         | -           | -          | -           | -          | -                                  |
| 運動公園         | -           | -          | -           | -          | -                                  |
| 特殊公園         | 0           | 0.00       | 1           | 3.82       | 0.46                               |
| 墓園           | 0           | 0.00       | 1           | 3.82       | 0.46                               |
| 大規模公園        | 1           | 41.10      | 1           | 41.10      | 4.99                               |
| 広域公園         | 1           | 41.10      | 1           | 41.10      | 4.99                               |
| 緩衝緑地         | 10          | 10.17      | 10          | 10.17      | 1.23                               |
| 都市公園 合計      | 33          | 60.93      | 35          | 70.14      | 8.51                               |
| その他の公園（児童遊園） | 133         | 4.63       | 148         | 5.29       | 0.64                               |
| 公園 合計        | 166         | 65.56      | 183         | 75.43      | 9.16                               |

- 注) ・箇所数、面積は令和 4 (2022) 年 3 月時点のものです。  
 ・少数第 3 位で四捨五入した値であり、各値の和と、合計が一致しないことがあります。  
 ・1 人あたり面積は、面積を人口 82,395 人（令和 4 (2022) 年 10 月時点）で割ったもの。  
 ・都市公園：都市公園法で規定する公園。  
 ・その他の公園（児童遊園）：都市公園に準じる市が管理する公園。

また、大阪府の平均や近隣市と都市公園の整備状況を比較すると、令和 4 (2022) 年 3 月時点では大阪府が 6.5 m<sup>2</sup>/人、大阪市が 3.5 m<sup>2</sup>/人、堺市が 8.7 m<sup>2</sup>/人となっており、大阪府内では比較的高い水準となっているものの、本市で目標としている 10 m<sup>2</sup>/人には届いていない状況です。

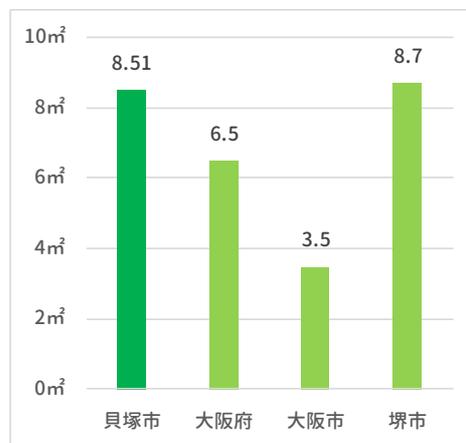


図 一人当たり都市公園面積の比較  
 (令和 3 年度末時点、国土交通省「都市公園データベース」より)

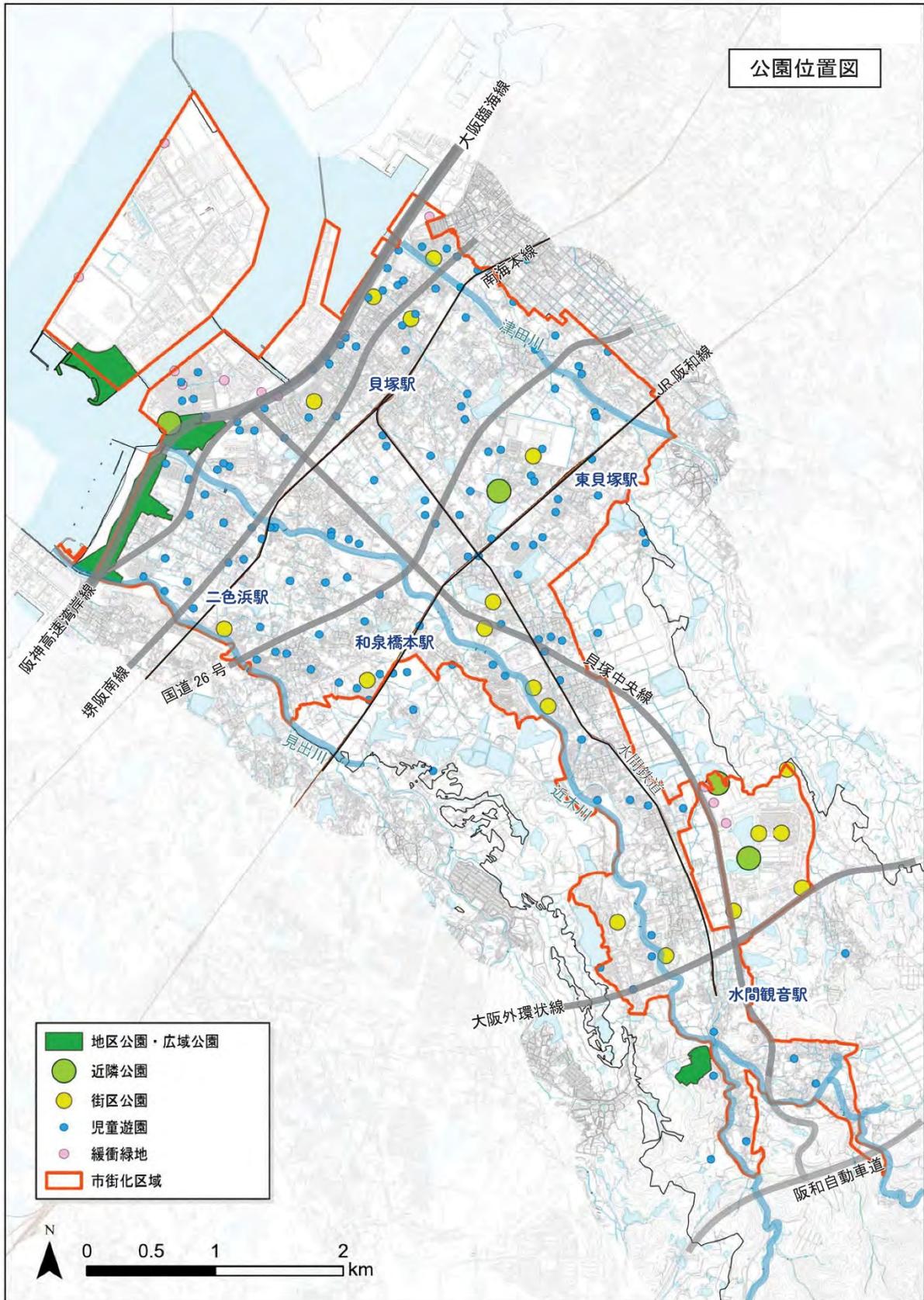


図 公園緑地位置図

### (3) 地域制緑地

本市の山麓林間交流には森林が広がり、その大部分が近郊緑地保全地区に指定されています。また、これと重複するかたちで保安林や国定公園などが指定され、豊かな自然環境が保全されています。市街化区域では、風致地区の一部や生産緑地地区のほか、史跡文化財などが指定されており、市街地における貴重な緑地が保全されています。

表 地域制緑地一覧

| 区分        | 市街化区域<br>(ha) | 市街化調整区域<br>(ha) | 都市計画区域<br>(ha) |
|-----------|---------------|-----------------|----------------|
| 法によるもの    |               |                 |                |
| 風致地区      | 54.74         | 269.64          | 324.38         |
| 近郊緑地保全地区  | 0.00          | 1,815.84        | 1,815.84       |
| 生産緑地地区    | 74.04         | —               | 74.04          |
| その他法によるもの | 24.92         | 2,873.87        | 2,898.78       |
| 条例等によるもの  | 2.56          | 0.03            | 2.59           |
| 地域制緑地間の重複 | 0.47          | 2778.58         | 2779.06        |
| 地域制緑地合計   | 155.78        | 2,180.79        | 2,336.57       |

注)・各種市資料より作成。値は令和4年度時点(生産緑地地区は令和5年12月時点)。

- ・少数第3位で四捨五入した値であり、各値の和と、合計が一致しないことがあります。
- ・その他法によるもの：保安林区域、国定公園、農用地区域、地域森林計画対象民有林、河川区域、文化財(国指定)緑地協定等
- ・条例等によるもの：指定文化財等

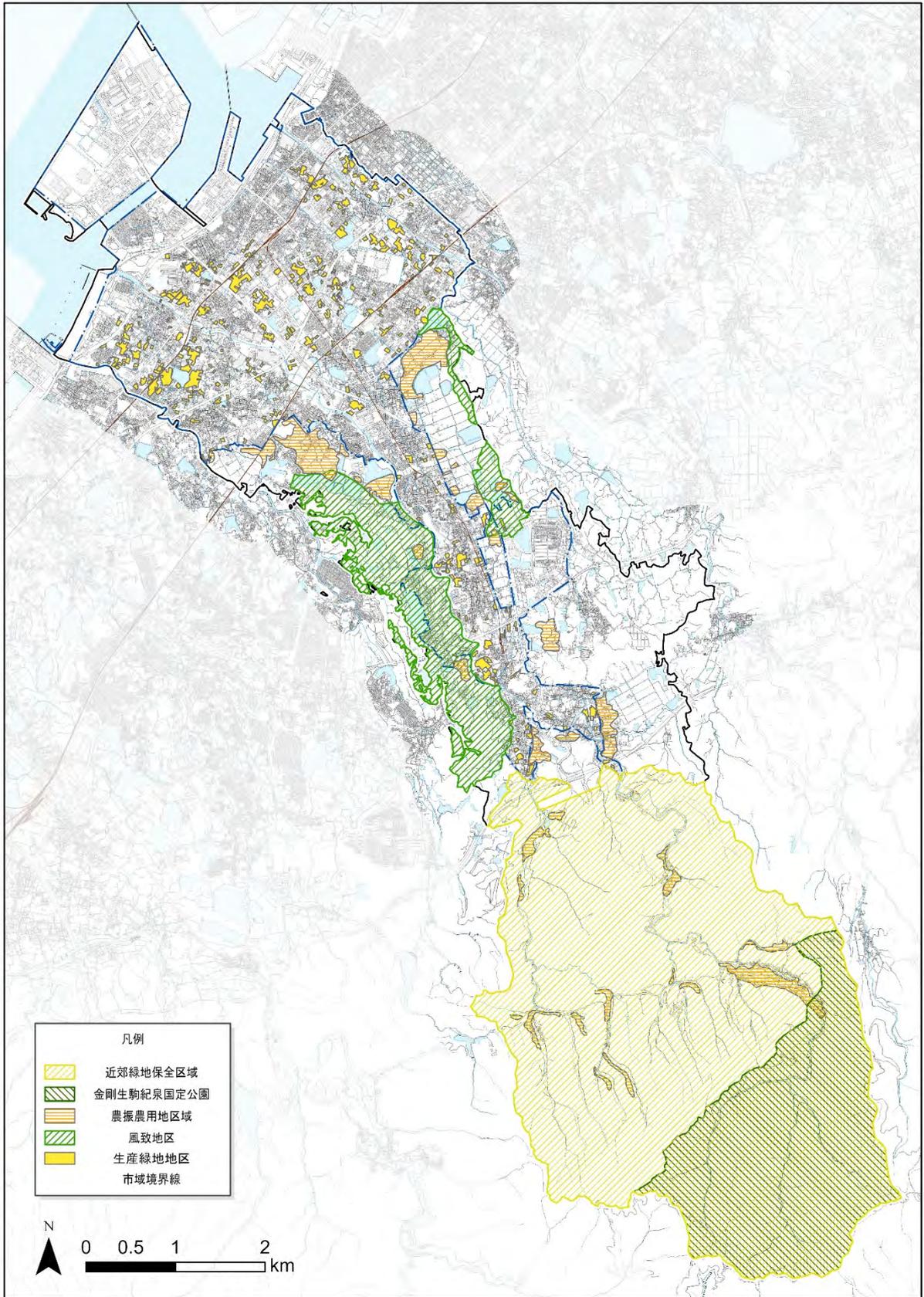


図 地域制緑地位置図

## (4) 市民ニーズの把握

本改定にあたり、市民意見をふまえた取組みについて検討するため、市民アンケートおよび市民意見交換会を実施しました。その概要および結果を以下に示します。

### ①市民アンケートの実施

#### ■実施概要

実施目的：市民が暮らしの中で感じているみどりに対する考えや意見を把握し、今後の本市のみどりに関する施策の推進のための参考とするとともに、緑の基本計画の改定に向けた基礎資料とする。

実施時期：11月上旬発送、11月末回収

対象者：15歳以上の市内在住者、1550名を無作為に抽出

有効回答数：583票（37.6%）

実施方法：郵送およびウェブにより実施

#### ■アンケート結果

貝塚市のみどりの量について、「多い」「やや多い」と答えた人が最も多かったのは、「和泉葛城山系や海辺や河川などの自然」であり、約半数となっています。一方で、「駅前広場や市役所などの公共施設にある花や樹木」「工場・事業所、店舗などの民間施設にある花や樹木」では、「やや少ない」「少ない」と答えた人の割合が50%前後と多い結果となりました。

このことから、自然環境については多いと感じている一方で、まちなかのみどりについては不足していると感じている市民が多いことがわかりました。

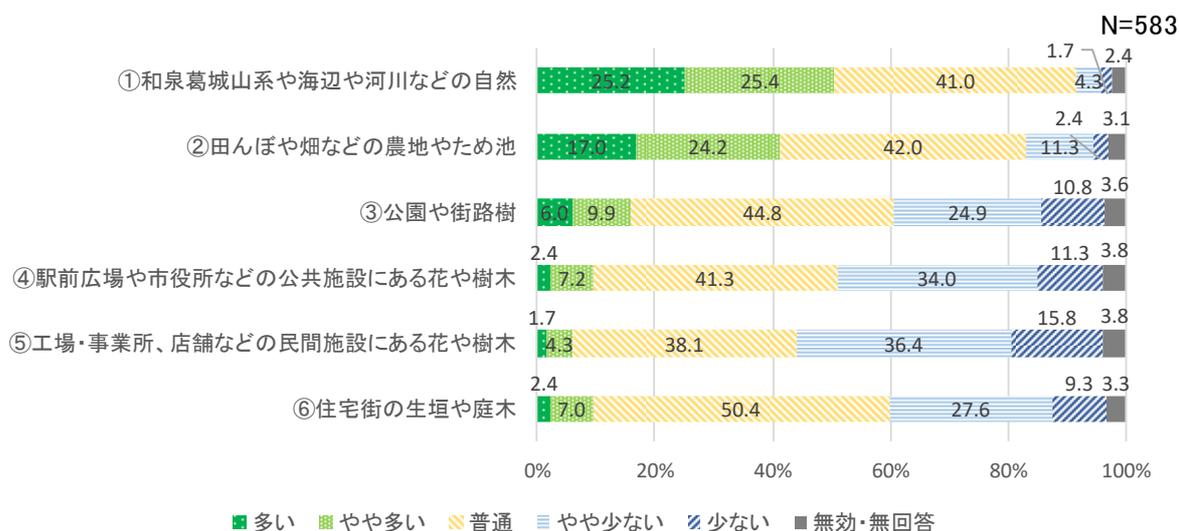


図 貝塚市のみどりの量について

「まもるべきだと思うみどり」では、「和泉葛城山系や海辺や河川などの自然」が約55%で最も多い結果となっており、山、川、海といった、貝塚市ならではの多様な自然環境に対してまもるべきと感じている市民が多いことがわかりました。

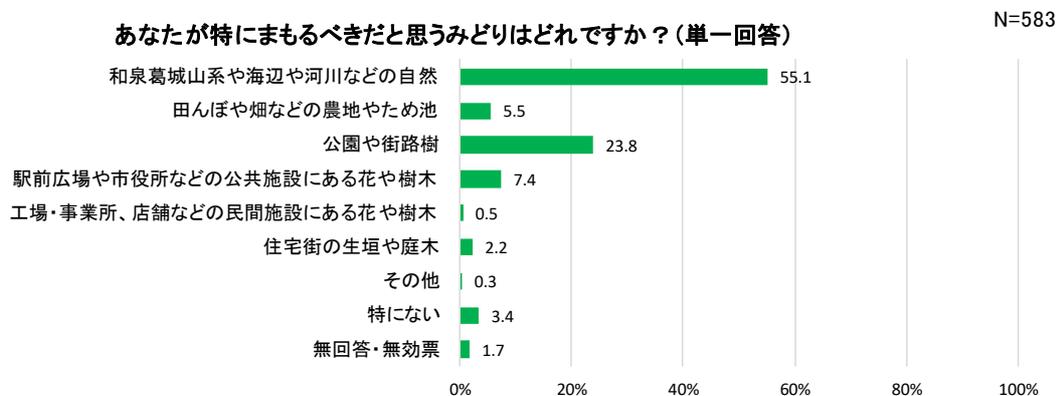


図 特にまもるべきだと思うみどり

公園に対するニーズでは、「休憩や散歩を楽しめる」が46.3%で最も多く、次いで「ボール遊びなど子どもたちがのびのび遊べる」「子どもたちが安全で遊びやすい遊具がある」「樹木や草花、風景を鑑賞できる」が約30%となりました。このことから、休憩や遊び、散策といった日常生活の中での公園の役割が求められており、普段使いができる公園へのニーズが高いことがわかりました。

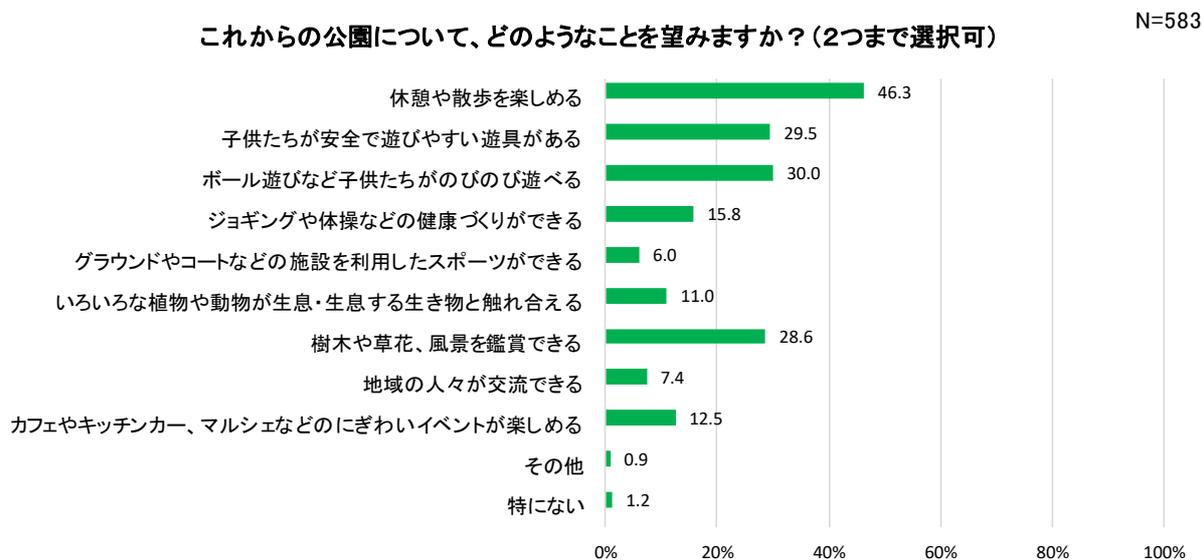


図 これからの公園に望むこと

山側、海側それぞれの拠点となる水間公園および市民の森に対する満足度では、「水間公園を知っているが意見はない」「市民の森を知らない」といった回答がそれぞれ最も多く、これらの公園の周知や利活用の促進が課題となっていることがわかりました。

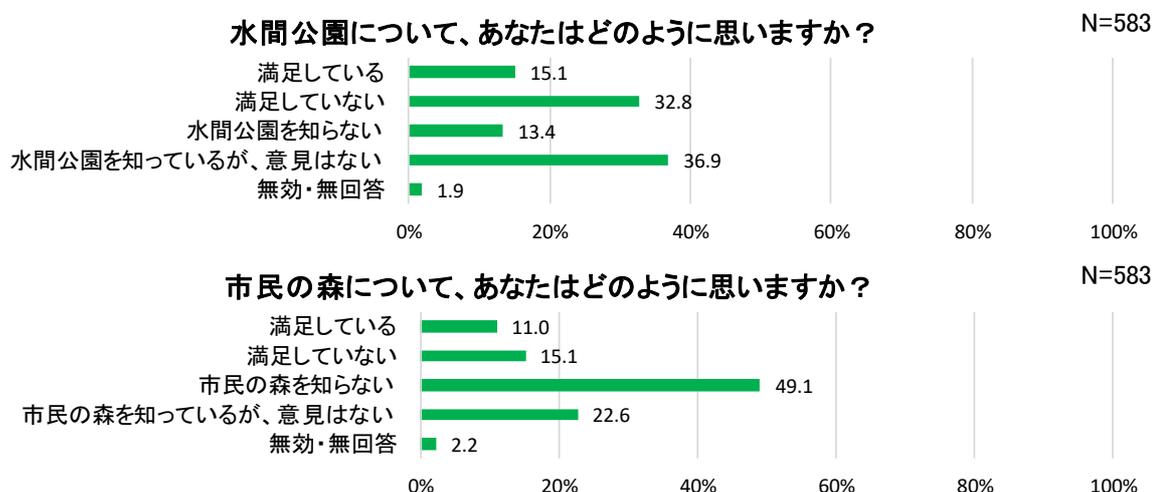


図 公園への満足度（水間公園、市民の森）

小さな公園（児童遊園）の満足度については、「満足していない」が48.4%で最も多く、その理由としては「遊具や施設が老朽化しているから」「草花や樹木の管理が行き届いていないから」が多く、老朽化対策や維持管理に課題があることがわかりました。

また、「その他」の内容では、「ボール遊びができないから」「ボール遊びなど禁止事項が多すぎる」といった意見が多くみられ、子どもたちがのびのびと遊べる公園が少ないことが課題となっていることがわかりました。

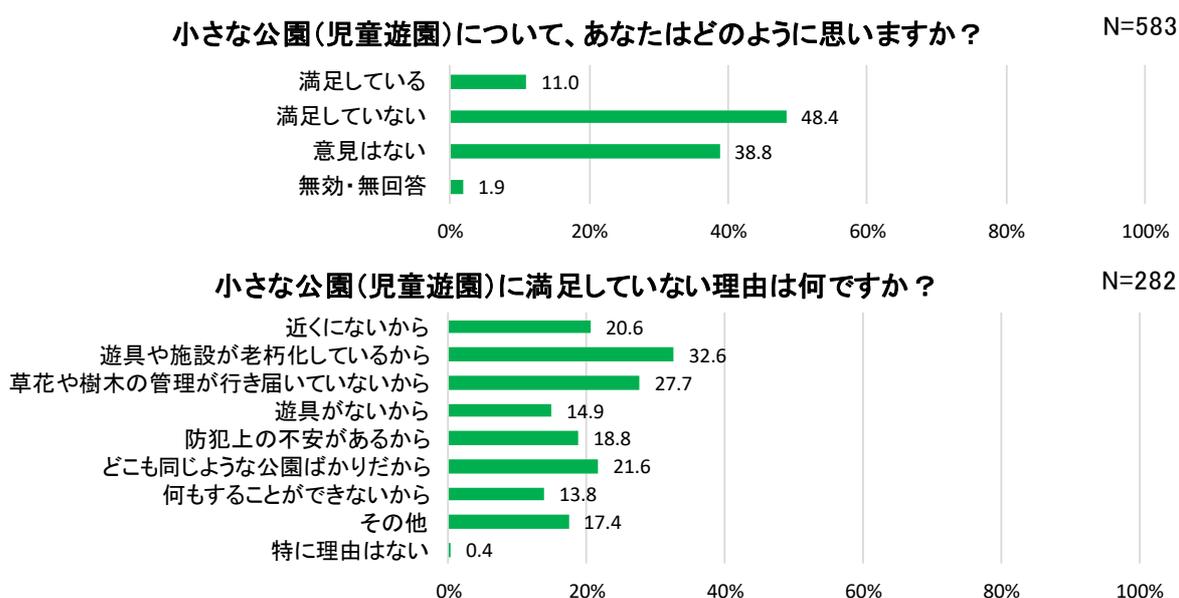
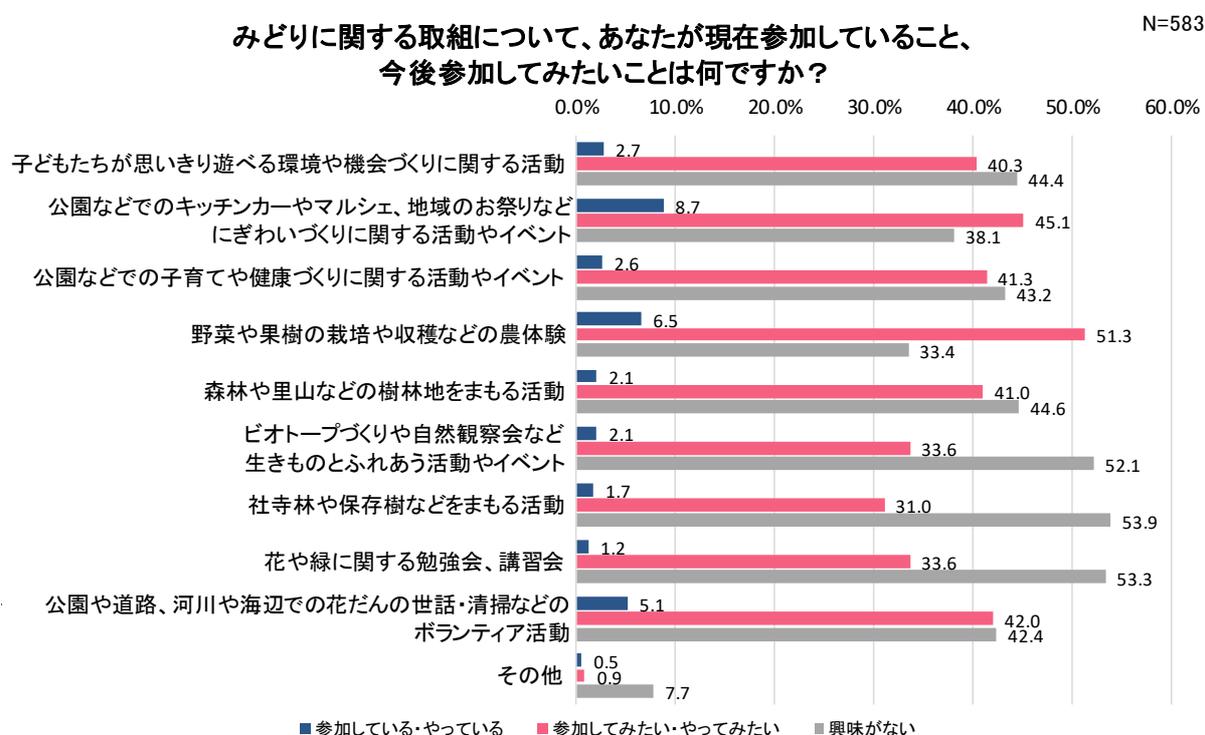


図 公園への満足度（小さな公園（児童遊園））

みどりの活動への参加状況や今後の参加意欲について、「参加している・やっている」と回答した人は、どの項目についても10%以下となっていますが、「参加してみたい・やってみたい」と回答した人はどの項目についても30%~50%となっており、参加意欲のある人は一定数いることがわかりました。

その中でも、「野菜や果樹の栽培や収穫などの農体験」が51.3%と最も高く、次いで「公園などでのキッチンカーやマルシェ、地域のお祭りなど賑わいづくりに関する活動やイベント」が45.1%と高くなっており、みどりとふれあいながら、みどりの中で楽しめる取り組みへの参加意欲が高いことがわかりました。

また、「その他」の内容をみると、「ベランダでの花づくり」や「家の庭で花を育てている」など、自宅での花づくりに関する回答をされている方もみられました。



※現在参加していることで、今後も参加したい場合は複数回答可。

図 みどりに関する取組みへの参加状況・今後の参加意欲

以上の結果をふまえ、市民ニーズに対応したみどりの取組みについて検討する必要があります。

## ②市民説明会・市民意見交換会の実施

本計画の改定にあたり、市民意見を取り入れた計画とするため、市民説明会および市民意見交換会を実施しました。

市民説明会では、本計画の改定の目的を共有するとともに、本計画で対象とするみどりと市民生活のかかわりについて気づきを得ていただくことを目的に実施しました。市民意見交換会では、市民が魅力と考える貝塚市のみどりや、今後みどりがどのようになればよいか、どのように活用できそうかなどについて、意見交換を行いました。

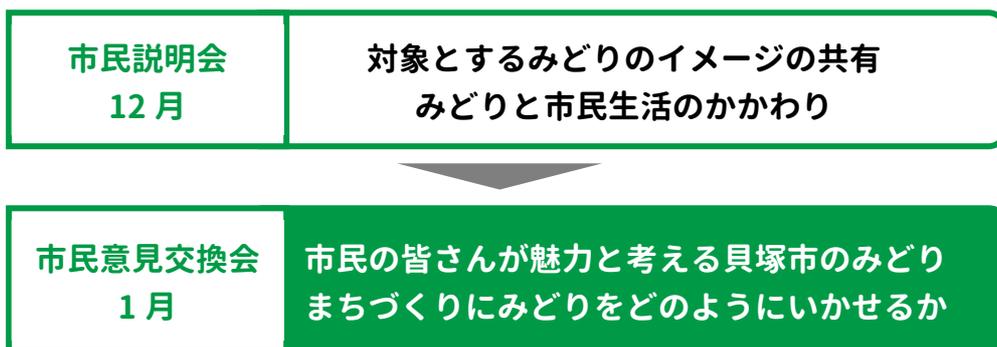


図 市民説明会・意見交換会のようす

### ■実施概要

市民説明会および市民意見交換会は、市域各地からご参加いただけるように、山手地区公民館、浜手地区公民館、市役所の3か所で、以下のとおり実施しました。

|          | 日時                | 場所      |
|----------|-------------------|---------|
| 市民説明会①   | 2023/12/14（木）19時～ | 山手地区公民館 |
| 〃 ②      | 2023/12/21（木）19時～ | 浜手地区公民館 |
| 〃 ③      | 2023/12/23（土）15時～ | 貝塚市役所   |
| 市民意見交換会① | 2024/1/13（土）10時～  | 貝塚市役所   |
| 〃 ②      | 2024/1/18（木）19時～  | 山手地区公民館 |
| 〃 ③      | 2024/1/25（木）19時～  | 浜手地区公民館 |



## ■実施結果②：「貝塚市の今後のみどりについて」

市民意見交換会では、前ページで示した本市のみどりの魅力をいかしながら、今後、みどりがどのようになればよいかについて、市民の皆さんで意見交換していただきました。その結果をもとに、今後、みどりの取組みを進めていくうえでのポイントについて、以下の通りまとめました。

### 市民意見交換会での主な提案

- ・遊具がない、広々として走り回れる公園を。
- ・防災公園や健康公園などが必要ではないか。
- ・小規模公園が多い。大きな公園に優先的に手をかけて、小規模公園は宅地にしたり駐車場にしたりしても良いのでは？

- ・名前の付いた愛着のある道を中心に整備してはどうか。
- ・貝塚は狭い道が多いので、プランターなどの植栽は広幅員道路で。
- ・南海貝塚駅周辺にも広々としたオープンスペースを。

- ・府道 239 号は、沿線に城跡などの歴史文化資源や散策できるため池、せんごくの杜などが接しているので、「かいづかヒストリーロード」として PR してはどうか。
- ・市民庭園をカイツカイブキや藤棚をいかして魅力向上。
- ・水鉄水間観音駅と水間寺、水間公園のネットワークを強化してはどうか。

- ・みどりを増やす際は、メンテナンスのこともしっかり考えておくべき。
- ・今あるみどりを、最大限にいかす管理が必要。
- ・JR 東貝塚駅のイチヨウの木をシンボルツリーにして、行政と市民が協力して維持管理することで、協働のまちづくりの架け橋に。

- ・市民と行政が同じ方向を向いて取り組めるように、ビジョンを市民へわかりやすく伝えてほしい。
- ・子どものころからみどりやまちに興味関心を持つ人を育てたい。小学校と連携した保全活動などをしてはどうか。

- ・普段からみどりについて意見交換や相談ができる場所がほしい（有志による「みどりの窓口」の設置など）。
- ・やってみたい、かかわってみたいと思った時に気軽に集まれる機会があるとよいのでは。

**みどりの取組みを進めていくうえでのポイント**

**地域の実情に応じた公園の充実や見直しを！**

**まちなかのみどりづくりと賑わいづくりを！**

**みどりで貝塚市をもっと魅力的に！**

**みどりは植えた後が重要。みんなで協力して維持管理を！**

**みどりに関する情報発信と、みどりの大切さを子どもたちに伝える取組みを！**

**みどりの取組みに気軽に参加できる仕組みを！**

## 2-4. 本市のみどりの特徴と課題

---

本市のみどりの特徴と課題を捉えるにあたり、まず、市全域を俯瞰して捉えたみどりの構造的な特徴を把握しました。さらに、みどりの役割と改定の視点をふまえながら、みどりの取組みを進めるにあたり、いかすべき本市の強みとなるみどりの特徴を把握するとともに、これまでの取組みを踏まえて推進すべきこと、改善すべきこと、新たに取組むべきことなどを課題として整理しました。

### (1) みどりの構造的な特徴

本市は、二色の浜の海岸が代表する海辺から和泉葛城山系の森林まで、多種多様なみどりを有しており、市域を縦断して貫くように流れる近木川がみどりの軸を形成しています。臨海部から市街地が広がる平地部では、都市的な土地利用に応じた多様なみどりが存在しています。また、中央部には市街化調整区域を中心に広がりのある農地や集落地とともに丘陵部には良好な自然環境や住宅地が立地しています。さらに山麓部や林間部は和泉葛城山系の森林が広がるとともに、自然と調和した農村景観が残っています。

このように、臨海都市、田園丘陵市街地、山麓林間の3つの地域ごとにみどりの特徴を捉えることで、地域特性に応じた今後のみどりのあり方について検討していきます。



図 みどりの構造図

## (2) みどりの資源からみた特徴

本市における多様なみどりについて、みどりの資源ごとにみた特徴を以下に示します。

### 特徴① 和泉葛城山系の森林

本市の山間部は、金剛生駒紀泉国定公園及び近郊緑地保全区域に指定された自然豊かな森林となっており、まちなかからもその山並み景観を望むことができます。和泉葛城山の山頂域にある和泉葛城山ブナ林は天然記念物に指定され、生態系保全の観点から貴重な自然環境となっており、市民団体である「和泉葛城山ブナ愛樹クラブ」によりブナ林の保護・増殖活動等が行われるなど、市民協働により保全が図られています。また、土壌の流出抑制など防災面での役割や、自然をいかしたレクリエーションの場としての役割も果たしています。



ブナ林（国指定天然記念物）

和泉葛城山系の森林には、スギ・ヒノキ人工林が多く存在し、これらは100年続く生産の森として営林活動が維持されることで支えられており、木材を活用することを通じた循環型社会の推進についても注目されています。

市民アンケート結果では、「まもるべきみどり」として「和泉葛城山系や海辺や河川などの自然」と答えた方の割合が最も多く、多くの市民にとって愛着のあるみどりとなっています。

### ■貝塚のみどりの資源と取組み状況イメージ



## 特徴② 河川・海岸

本市には近木川や津田川、見出川など、市内を縦断して河川が流れ、まちにうるおいを与えています。なかでも近木川は、かつては日本一汚い川と称されましたが、市民・行政・大学等が協力して環境改善に取り組んできました。その結果、今ではアユが見られるなど、豊かな自然環境が取り戻されており、本市における市民協働の取組みのシンボルの一つとなっています。また、河口部には人工的に干潟が再生された汽水ワンドも整備され、貴重な動植物の生息・生育環境となるとともに、環境学習の場としても活用されています。

二色の浜の海岸は白砂青松が美しく貴重な海浜植生がみられるとともに、野鳥の群れが飛来するなど、豊かな自然環境となっています。このような環境をいかしながら、二色の浜海水浴場をきれいで安全な誰もが楽しめる優しいビーチとして、海辺の国際環境認証である「ブルーフラッグ」の取得を目指しています。



近木川（アユ調べのようす）



二色の浜海岸



農体験イベント

### ③農地・ため池



和泉葛城山ブナ林の保護・増殖活動

### ①和泉葛城山系の森林



キャンプなど自然環境をいかしたレクリエーション

### ④身近な里山・樹林地



せんごくの杜での里山保全活動



水間公園でのイベント（貝塚みずま春フェスタ）

### 特徴③ 農地・ため池

まちなかにみられる都市農地は、市街地における貴重なみどりとして市民生活に潤いを与えています。また、農地所有者の方の協力を得て、防災農地に登録された農地もあり、災害時の避難場所等としても活用することができます。

また、本市には約 140 個のため池があり、雨水を一時的に貯水する防災面での役割も果たしており、また都市部における貴重な水辺環境として存在し生き物の生息・生育環境となり生物多様性を育むほか、農地と合わせて田園風景を形成するなど、多面的な機能を発揮しています。

山麓林間交流の山間では、木積土地改良区があり公民連携による遊休農地を活用したコスモスなどの景観作物の栽培による自然と調和した美しい農村景観づくりや水ナスを使ったジャムや竹パウダーなどの農産物加工品の販売なども行われています。



農村景観

### 特徴④ 身近な里山・樹林地

田園丘陵市街地地域の近木川沿いに位置するせんごくの杜は、希少な生物が生息している自然豊かな場所であり、里山再生に向けて協定を締結しているボランティア組織「せんごくの杜～さくらの里～」や自然遊学館等が協働で環境保全の活動を行っており、貴重な里山環境が守られています。また、子どもたちを対象とした自然体験活動など、次の世代の育成につながる取組みも行われています。山麓林間交流地域の蕎原地区においても、市民団体である「里山ボランティアの会蕎原」による里山の保全活動が行われています。

また、海岸寺山地区の丘陵地やせんごくの杜から水間公園周辺にかけての近木川河畔には、まとまった樹林地が残り自然的景観に富んでいることなどから風致地区に指定され、良好な都市環境の維持に役立っています。



里山の環境保全活動

### 特徴⑤ 歴史文化資源

本市の中心部である南海貝塚駅周辺では、願泉寺を中心に形成された寺内町に歴史的街並みが残されており、寺内町の濠が残る感田神社境内では貝塚太鼓台祭りや三夜音頭などの伝統行事が行われています。社寺境内地は市街地における貴重なオープンスペースとなっており、感田神社境内ではマルシェ等の賑わいイベントが開催されるなど、新たな活用がみられます。

同じく寺内町にある尊光寺には樹齢 300 から 400 年ともい



寺内町の街並み

われるカイツカイブキが存在しており、寺内町のランドマークとなっています。その他にも市内には保存樹として指定された樹木が多数存在し、歴史の深さを感じられる地域のシンボルとして親しまれています。

水間寺は、今も篤い信仰を集める名刹であり、本市の歴史文化資源であるとともに貴重な観光資源です。隣接する水間公園と合わせて多くの参拝者、観光客が訪れています。

#### **特徴⑥ 公園緑地**

臨海エリアには二色の浜公園があり、潮干狩りや海水浴などで多くの方が訪れます。その他にも、市民の森や海沿いを散策できる緑道、幹線道路沿いの緩衝緑地といった公園緑地やスポーツ施設が集積しています。山麓エリアにおいては桜の名所でもある水間公園があり、貝塚みずま春フェスタなどのイベントが開催され、水間寺と合わせて多くの人が訪れています。このように、周辺施設や自然環境と一体となってレクリエーションの拠点となっています。



水間公園

その他にも大小さまざまな公園緑地が市内で約180箇所整備されており、市民にとって身近なみどりとして様々な役割を果たしています。

#### **特徴⑦ 公共施設のみどり**

貝塚市役所新庁舎とあわせて、市のシンボルとなるみどりの空間として、緑の市民広場が整備され、農業祭などの様々な賑わいイベントにおいて利用されています。

本市が運営する自然遊学館では、特に子どもたちを対象とした自然環境とのふれあいや学びといった体験ができる機会の提供に役立っており、市民協働による環境保全活動や環境学習の拠点として重要な施設となっています。

山麓林間交流では、大阪府立農業公園（かいづかいぶきヴィレッジ）やかいづかいぶき温泉など、豊かな自然環境をいかしたレクリエーション施設が複数存在しています。



緑の市民広場

学校施設及び社会教育施設では、樹木の適切な管理により、みどりに包まれた都市環境の創出に寄与しています。また、一部の学校では、池の設置と植栽によるビオトープを創出し、いきものにふれられる環境づくりに取り組んでいます。

JR 東貝塚駅では、歩行者の快適な歩行空間を確保するため、駅前広場とアクセス道路の整備を行いました。

### 特徴⑧ 民有地のみどり

市街地内に点在する工場や臨海地域に立地する大規模な工場では、工場立地法に基づく敷地内での緑地の確保がされており、市街地において潤いを与えています。また、一定規模以上の敷地における開発・建築行為に対しては、大阪府自然環境保全条例等に基づく緑化を進めています。

貝塚中央商店街に隣接する邸宅には、日本の代表的な作庭家である重森三玲が手掛けたとされる庭園が存在しています。



民有地の植栽

### 特徴⑨ 街路樹・緑道

府道などの広域幹線道路をはじめ、市内の主要な道路には街路樹や植栽帯が整備されており、緑陰の形成や大気浄化など生活環境の改善に役立っています。また、日常生活の中でよく利用する道路にみどりがあることで、四季を感じるなどまちのシンボルとなる景観形成にも役立っています。さらに、アドプト・ロードとして市民によって維持管理されている花だん等もあり、市民協働によるみどりの取組みが進められています。



日陰をつくる街路樹

## (3) みどりの取組みからみた特徴

みどりの利活用や市民協働による取組み状況などに関する特徴を以下に示します。

### 特徴① みどりの利活用

公園では、子育てや福祉など他分野での利用が見られ、また地域の行催事、学校園の行事など、様々な場面で活用されています。本市では、今後の公園の利活用の可能性を探るため、令和4年10月に市民庭園おもいでコットン庭において、市民とともに企画したイベントの試行を社会実験として実施しました。

その他にも公園や広場を活用した園外保育や子育てサークルの活動、プレーパークの開催、生涯学習に関する活動など、様々な形で活用されています。

また、公園などにおいて、貝塚青年会議所など地域の組織・団体の主催・協力によるイベントが開催されるなど、地域活性化に向けた賑わいを生み出す取組みも実施されています。



市民庭園での社会実験

## 特徴② 多様な主体の参画と協働の取組み

本市では、和泉葛城山ブナ林、蕎原地区の里山、近木川、せんごくの杜など市内各地において、市民協働によるみどりの取組みが行われています。

地元町会、各種団体で行う近木川クリーンキャンペーンによる環境保全活動や、貝塚高等学校で育てた花苗を、市内小中学校や地元町会、福祉団体等に配布することで、まちなかのみどりの創出を行っています。その他にも、ロータリークラブなどの協力による公園施設の充実など、様々な形で多様な主体の参画と協働の取組みを進めています。



せんごくの杜  
(どんぐり植樹のようす)

## 特徴③ みどりの取組みの普及啓発

貝塚高等学校や商店街、小中学校などとの協働による「花いっぱい運動」など、みどりに関する知識の普及や意識の啓発に取り組んできました。

また、葛城校区の子ども会会員で構成する「貝塚市葛城緑の少年団」では、緑の募金活動や葛城山クリーンハイキングなどの活動を行っており、次代を担う子どもたちが、みどりと親しみ、みどりを愛し、みどりを守り育てる活動を行っています。

さらに、自然遊学館などは、みどりに関する情報発信拠点として活用されています。



自然遊学館（館内のようす）

#### (4) 本市のみどりの課題

みどりのまちづくりにあたり、これまでの取組みを踏まえて推進すべきこと、改善すべきこと、新たに取り組むべきことなどを課題として以下に示します。

##### 課題① 和泉葛城山系の森林

###### ○豊かな自然環境の保全

- ・豊かな自然環境を維持しながら、ハイキングなど自然とのふれあいの場としての活用を両立させることが求められます。

###### ○ブナ林の保全

- ・生態系保全の観点から貴重な自然資源であるブナ林について、市民、大学、行政等の協働による取組みを継続して実施するとともに、ブナ林を大切にすることを広く市民と共有することが必要です。

###### ○森林の保全と活用

- ・近隣市でも被害が広がっているナラ枯れなどの影響により立木のまま枯れた樹木は、倒木などの危険があることから、散策路沿いなどでは利用上の安全性を確保するため除去等を行う必要があります。
- ・また、成長により過密となった樹林では、樹木同士がお互いの成長を阻害したり、日照不足により林床の植生が育ちにくくなるなど、健全な森林の形成に支障が生じてしまいます。森林の持つ多面的機能を確保していくためにも、必要に応じて間伐を行う必要があります。

###### ○既存の観光・レクリエーション施設の活用

- ・複数存在する既存の体験施設などを活用し、自然とふれあえる観光・レクリエーション拠点の形成が求められます。

##### 課題② 河川・海岸

###### ○河川の水辺環境の保全・活用

- ・「近木川クリーンキャンペーン」および「津田川クリーンキャンペーン」や汽水ワンドにおける生態保全の取組みなど、河川的环境改善にかかわる地域と協働による取組みを継続していく必要があります。

###### ○二色の浜の海岸の保全

- ・美しい白砂青松の海岸景観を守るため、大阪府や市民、企業と連携した環境保全の取組みを継続して実施することが求められます。

###### ○レクリエーション拠点としての充実・活用

- ・海岸線には、二色の浜公園や市民の森などの公園緑地やスポーツ施設、緑道などが連なって存在していることをいかして、一体的な維持管理やレクリエーション拠点を形成することで、賑わいの創出や維持管理の効率化を図ることが求められています。

### 課題③ 農地・ため池

#### ○多面的機能に配慮した農地やため池の保全・活用

- ・農地やため池が有する防災、景観形成などといった多面的な機能を発揮させるため、適切な保全と活用が求められます。

#### ○市街地における農地の保全

- ・生産緑地地区など、市街地に存在する農地を保全し、良好な都市環境を維持することが求められます。

#### ○遊休農地の活用

- ・農の担い手不足などの要因により増加傾向にある遊休農地を活用し、市民の農とのふれあいや、良好な都市景観の形成などに役立たせることを通じて、みどり豊かな農空間を保全することが求められます。

### 課題④ 身近な里山・樹林地

#### ○せんごくの杜における里山環境の保全・活用

- ・里山環境の保全と活用を継続していくにあたり、市民協働による取組みを通じて育んできた協働体制を今後も維持していくことが課題となっています。
- ・また、立木のまま枯れて倒木の危険のある樹木の除去や、林内を明るくして里山らしい多様な植生を育てるなど、里山を適正に保全していくため必要に応じて間伐を行う必要があります。

#### ○風致地区（海岸寺山、水間）における良好なみどりの景観の保全

- ・市街地から近くに位置し、市民にとって身近に存在する貴重なみどりとして、河畔林などの良好な景観を形成する樹林地を引き続き保全していくことが求められます。

### 課題⑤ 歴史文化資源

#### ○寺内町や歴史街道、水間寺周辺などにおける歴史的景観の保全・活用

- ・寺内町の歴史的な街並みの中で歴史を感じさせる神社仏閣や文化財に指定された建造物、指定史跡などは、貴重な歴史文化資源として周辺のみどりと一体的に保全・活用することが求められます。

#### ○歴史文化資源をいかした賑わいづくり

- ・社寺境内地は、市街地における貴重なオープンスペースであり地域の行催事の場として活用されていることから、紀州街道や歴史的街並み景観を構成する地域資源と合わせて、今後も地域の賑わいづくりに活用できるように保全していく必要があります。

#### ○地域のシンボルとなる保存樹の保全

- ・社寺境内地などに生育する巨樹・巨木は、歴史文化資源と一体となって地域のシンボルとなる貴重なみどりであることから、保存樹などとして指定するなど、保全を図る必要があります。

## 課題⑥ 公園緑地

### ○地域の特性やニーズに応じた公園の充実

- ・水間公園や近隣公園など地域の拠点となる公園では、南海トラフ巨大地震の発生や風水害の頻発化・激甚化に対応するため、防災機能の充実を目的とした再整備等が求められています。
- ・市民アンケート結果などから、身近な公園について、ボール遊びなどの子どもたちの遊びや健康づくり、草花や樹木の鑑賞といった日常的な利用へのニーズが高いことなども踏まえながら、地域のニーズに応じて機能を充実させる必要があります。

### ○公園施設の老朽化

- ・設置から相当年が経過した公園では、遊具をはじめとした公園施設の老朽化が進み、機能と地域ニーズの不一致などが原因で十分に利用されていない公園も多く存在することから、地域ニーズをふまえた公園施設の更新や、公園機能の見直しが必要です。

### ○利用状況やニーズに応じた公園の機能の再編

- ・小規模公園（児童遊園）について、同じような遊具がある公園が隣接して存在しているなど、地域内で機能が重複していることから、施設の老朽化や地域のニーズもふまえ、公園機能の配置バランスを整えることが求められています。

### ○公園緑地の不足

- ・公園の整備を進めましたが、目標とする一人あたり都市公園面積 10 m<sup>2</sup>/人には届いておらず、今後の人口動態や地域のニーズも考慮しながら、新たな公園整備等に取り組む必要があります。

### ○植栽の維持管理

- ・大きく育ちすぎたことで見通しを悪くしている樹木など、公園利用に支障を及ぼしているみどりの整理が必要です。また、維持管理の効率化と質の向上に向け、限られた財源の中での植栽管理の方法について検討が必要です。

## 課題⑦ 公共施設のみどり

### ○モデルとなる緑化の推進

- ・多くの人々が訪れ目にふれる市役所や各地の公共施設では、地域の緑化のモデルとしてのみどりの充実が求められます。

### ○駅周辺における緑化の推進

- ・駅周辺や公共施設のみどりの量が少ないため、緑化の推進を図ることが求められています。

### ○公共施設における樹木の適切な維持管理

- ・学校教育施設などの公共施設の樹木について、市民にとって身近なみどりとして良好な景観を維持していくとともに、樹木の老朽化による倒木や枝の落下を防ぐため、適切な維持管理が必要です。

## 課題⑧ 民有地のみどり

### ○住宅地などにおける緑化の推進

- ・民有地などの緑化推進を図るために、ニーズに応じた制度の周知および検討等が必要です。

### ○工場敷地緑化など、民間企業による緑化の推進

- ・引き続き工場立地法に基づく緑化を確保するとともに、民間活力を活用した緑化推進を図るため、企業メリットを意識した協働の取組みについて検討が必要です。

## 課題⑨ 街路樹・緑道

### ○街路樹の適切な維持管理

- ・国や大阪府と連携しながら、街路樹のもつ環境改善や景観形成、防災・減災など様々な役割を發揮できるよう、適切な維持管理を行うことが必要です。

### ○臨海部における緑道の適切な維持管理

- ・臨海部に立地する緑道では、良好な街並み景観を形成するとともに快適に散策できるよう、みどりの質の向上を図るとともに、維持管理の効率化を図ることが求められています。

## 課題⑩ みどりの利活用

### ○多様化するニーズに対応した、みどりの利活用の仕組みづくり

- ・社会実験の結果を踏まえながら、引き続き公園の利活用ニーズを探るとともに、多様な公園利用を受け入れることができる仕組みづくりが必要です。

## 課題⑪ 多様な主体の参画と協働の取組み

### ○みどりの維持管理を持続・発展させるための仕組みづくり

- ・既存の環境保全にかかわる市民団体等のメンバーの高齢化や今後の人口減少が予想される中、みどりの担い手となる人材の確保が課題となっています。

### ○様々な主体や他分野との連携によるみどりの質の向上

- ・子育て、福祉、生涯学習など、様々な分野と連携することで、みどりの多様なニーズに対応した活用方法について検討が必要です。

## 課題⑫ みどりの取組みの普及啓発

### ○みどりにかかわるきっかけづくり

- ・市民、民間企業などに向けて、本市において実施されている公民協働の取組みについて発信・共有することが必要です。

### ○自然遊学館などの体験施設の活用

- ・自然遊学館では近木川や汽水ワンド、二色の浜海岸での環境保全にかかわる活動が行われているほか、臨海地域に位置しながらせんごくの杜など田園丘陵地域や山麓林間交流地域の自然環境など、市全域にわたる紹介・活動を実施していることから、本市における自然環境保全にかかわる情報発信拠点として今後も活用していくことが求められます。

### ○誰もが参加しやすいみどりの取組みの展開

- ・アンケートより、参加率は低いですが、参加意欲は高く潜在的なニーズはあることがうかがえるため、気軽に関わることができる機会づくりが必要です。

## 3章 みどりの将来像と基本方針

### 3-1. 基本理念

前章で整理した本市のみどりの特徴をいかしながら、課題解決に向けて、市民、企業、学校、行政など多様な主体がともに目標を共有し、一体となってみどりの取組みを進めるため、基本理念を以下の通り掲げます。

#### 【基本理念】

海・まち・山にみどりがあふれ、  
みどりと人、人と人がつながるまち かいづか

本市は、二色の浜の海辺から和泉葛城山系の森林まで、変化に富んだ豊かなみどりを有しています。また、これらのみどりを市民が主体となってまもり、つくる活動も展開されています。一方で、人口減少やみどりの担い手の高齢化などから、次世代のみどりの担い手をいかに育て、活動を継続・発展させていくかということが大きな課題となっています。

このような中、みどりとふれあいを通じて人と人がつながることで、いざという時に支え合える地域コミュニティが醸成されること、多様な価値観をもつ人との出会いから新しい取組みが生まれること、多世代交流が生まれることなど、みどりを通じて次世代のまちづくりを担う人やコミュニティが育まれることが期待されます。

以上をふまえ、本市の多様なみどりが人と人をつなぐ舞台となり、そこで生まれた人と人との交流が住みやすいまちづくりへつながることを目指して、「海・まち・山にみどりがあふれ、みどりと人、人と人がつながるまち かいづか」を本計画の基本理念とします。

### 3-2. みどりの将来像

本計画に基づくみどりの取組みが進み、基本理念が実現された本市のみどりの将来像図を示します。

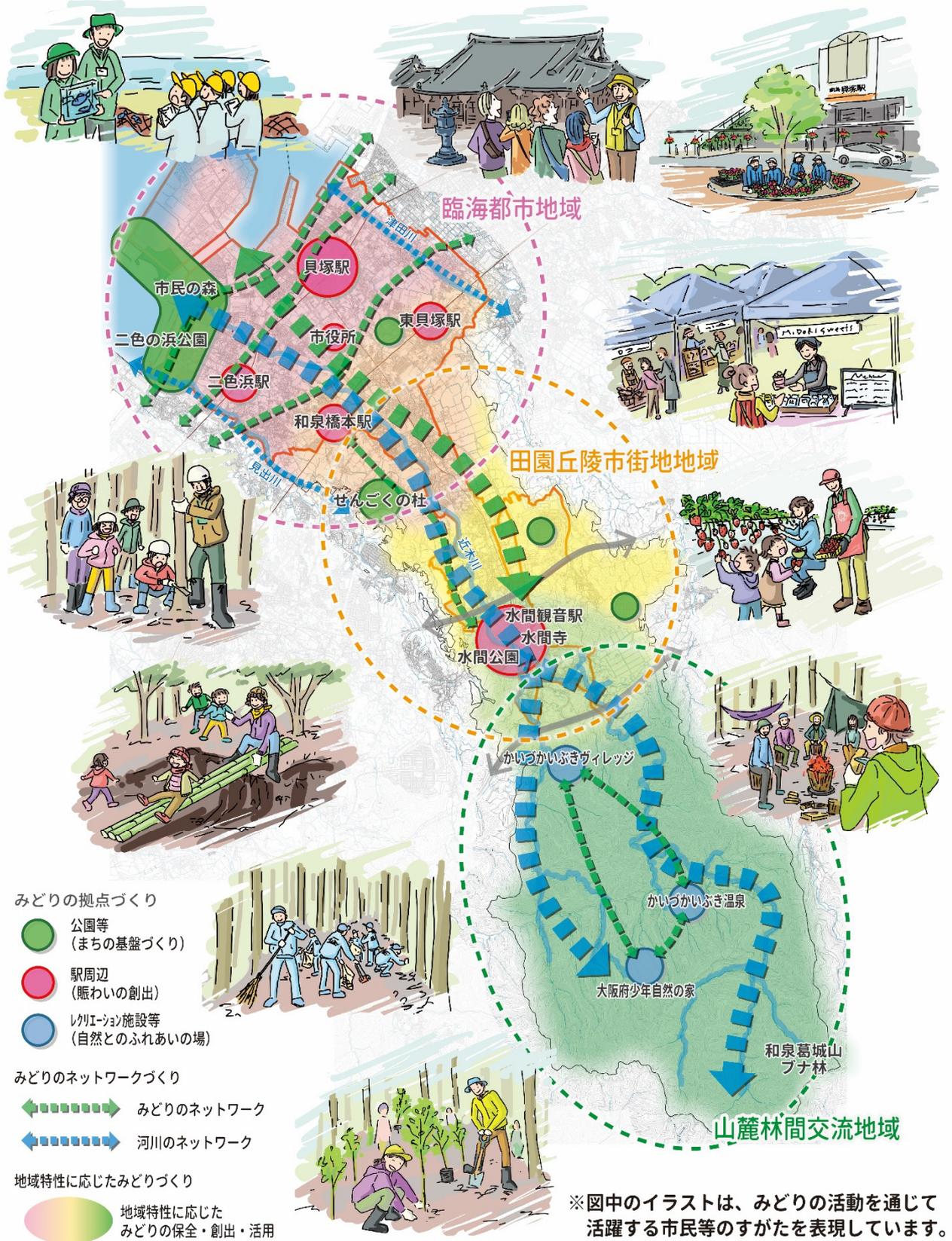


図 みどりの将来像図

また、みどりの取組みが進むことで実現される、各地域の将来イメージについて、以下に示します。

### 臨海都市地域

海岸沿いや河川では、水辺環境の保全や生きものとふれあえる活動が、市民、企業等が主体となって実施されるとともに、二色の浜公園や市民の森、港湾緑地といった公園緑地が連携しながら海辺のレクリエーションの場として賑わいを生み出しています。

駅周辺において、新たな公園や駅前・広場の整備が進むとともに、寺内町の歴史的な街並みなどの地域資源もいかしながら、公園や駅前・広場、オープンスペースを活用したイベントが開催されるなど、まちなかで賑わいが創出されています。また、公共用地、民有地を問わずまちなかの緑化が進むとともに、公民協働によるみどりの維持管理が図られ、質の高いみどり豊かな街並みが形成されています。

地域のニーズに応じた既存公園の再編などが進み、子育て世代から高齢者まで、ライフステージに応じて使いやすい公園がまちなかに確保されるとともに、多世代交流の場としても活用されています。

### 田園丘陵市街地地域

市街地に近接した場所に里山環境や水辺環境がある立地をいかして、市民等が主体となった保全活動や子ども向けの環境体験活動が広がることで自然にふれられる機会が増えており、次世代を担う子どもたちがみどりの大切さを学ぶとともに、自然豊かな貝塚への愛着心が育まれています。

広がりのある農地やため池など、貝塚の豊かな農の恵みを支える農空間の保全が図られており、農体験を通じた地元農家と都市住民との交流が生まれるとともに、健康づくりや生きがいづくりの場として活用されています。

水間寺周辺では、水間公園での防災機能の強化により安心して暮らせるまちづくりが進むとともに、水鉄水間観音駅、水間寺とあわせて一体的な活用が図られることで市内外から観光客が訪れ、賑わいが創出されています。

### 山麓林間交流地域

市民ボランティアをはじめ多様な主体による保全活動によりブナ林をはじめとした自然豊かな和泉葛城山系の森林の保全が継続して図られています。また、海の資源を活用した森林の育成や、維持管理に伴い発生する木材を利用した木製品が市民に利用されるなど、山・まち・海の循環が生まれており、和泉葛城山系のみどりを誇りに思う市民がより一層増えています。

山間部に立地する複数のレクリエーション施設の連携や散策路の活用が進み、豊かな自然環境とのふれあいを楽しむ人々が市内外問わず多く訪れるようになっていきます。

### 3-3. 基本方針

みどりの将来像を実現するため、以下4つの基本方針を掲げ、みどりの取組みを進めます。

#### 基本方針1

##### 貝塚ならではのみどりをまもり、はぐくむ

市民等によって守られ育まれてきた和泉葛城山系の自然や二色の浜、近木川などの水辺、寺内町など歴史文化とともにあるみどりや農地など、貝塚ならではのみどりについて、市民が身近に感じ、より愛着を持てるように引き続き保全していくとともに、憩いや自然とのふれあいの場として市民等がかかわり続けることで、みどりをはぐくみます。

#### 基本方針2

##### 魅力あるまち・安心して暮らせるまちの基盤となるみどりをつくる

多様な市民ニーズへの対応や防災機能の強化など、安心して利用できる新たな公園の整備や既存公園の再整備、オープンスペースの確保に取り組みます。また、駅前や公共施設、民間施設における緑地を確保する取組みを進めます。

#### 基本方針3

##### 憩いと賑わいを生み出すみどりをいかし、創出する

市の顔となる駅前や公共施設、住宅地や企業・店舗、道路などにおいて、風格のある都市景観や歴史文化を感じられる街並み景観を演出する質の高いみどりをつくります。また、これらの公園やオープンスペースといったみどりを活用し、暮らしの中で市民が憩いの場となるとともに、賑わいを生み出す取組みを進めます。

#### 基本方針4

##### みんなでみどりを共有し、取組みをひろげる

みどりの取組みへの機運の醸成や、地域の活力や防災力の向上につながるみどりの取組みをひろげるため、みどりに関する情報発信・共有や、市民、企業、行政といった多様な主体が連携した利活用を促進する仕組みづくりに取り組みます。また、次世代のみどりの取組みを担う子どもたちへ向けてみどりの価値を伝えるとともに、みどりにふれる機会づくりなどの普及啓発に取り組みます。

### 3-4. みどりの確保目標

みどりの将来像の実現に向けて、目標年度における基本目標を以下のとおり設定します。

#### (1) みどりの確保目標

##### ①緑地の確保目標 基本方針1

自然環境を引き続き保全するとともに、新たな公園整備や公共公益施設の集約再編にあわせたオープンスペースの確保、官民連携による緑地の創出などにより、目標年度における緑地面積 2,493 ha の確保を目指します。また、みどりを身近に感じ、愛着を持つことで、みどりに力を入れるべきと考える市民の割合を増やすことを目指します。

| 項目           | 計画策定時<br>平成 12 年度 | 改定時<br>令和 5 年度  | 目標年度<br>令和 25 年度 |
|--------------|-------------------|-----------------|------------------|
| 市街地面積に対する割合  | 13.4% (213ha)     | 16.1% (268ha)   | 18.0% (299.3ha)  |
| 都市計画区域に対する割合 | 56.8% (2,500 ha)  | 56.0% (2,462ha) | 56.8% (2,493ha)  |

※ ( ) は緑地面積を示す。

※市街地面積は市街化区域面積である 1,663ha。都市計画区域面積は市域面積である 4,393ha。

| 項目                   | 計画策定時<br>平成 12 年度 | 改定時<br>令和 5 年度     | 目標年度<br>令和 25 年度 |
|----------------------|-------------------|--------------------|------------------|
| みどりに力を入れるべきと考える市民の割合 | —                 | 33.1% <sup>※</sup> | 50.0%以上          |

※ 「令和 4 年度貝塚市市民意識調査」において、「環境をよくするためには、どのようなことに力を入れるべきだと思いますか」の問に対して「身近な緑などの自然環境の保全」と回答した市民の割合。

##### ②都市公園の整備目標 基本方針2

未着手の都市計画公園の整備などにより、目標年度における都市公園の整備面積 82.50 ha の確保を目指します。

| 計画策定時<br>平成 12 年度 |                                      | 改定時<br>令和 5 年度 |                                      | 目標年度<br>令和 25 年度 |                                       |
|-------------------|--------------------------------------|----------------|--------------------------------------|------------------|---------------------------------------|
| 総面積               | 一人当たり面積                              | 総面積            | 一人当たり面積                              | 総面積              | 一人当たり面積                               |
| 41.11ha           | 4.89 m <sup>2</sup> /人 <sup>※1</sup> | 70.14 ha       | 8.51 m <sup>2</sup> /人 <sup>※2</sup> | 82.50 ha         | 10.00 m <sup>2</sup> /人 <sup>※3</sup> |

※1 「貝塚市緑の基本計画（平成 12 年策定）」における都市公園整備状況より。

※2 「統計かいつか令和 4 年度版」より、令和 4（2022）年 10 月時点の人口 82,395 人を用いて算出。

※3 「貝塚市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」（平成 27（2015）年）より、平成 52（2040）年時の目標値 82,500 人を用いて算出。

### (3) 質的目標の設定

みどりの利活用の推進状況や、多様な主体の連携による取組みについて進捗を確認するため、質的な指標を新たに設定します。

#### ①公園や広場など、みどりの利活用実績 基本方針3

公園などでの賑わいイベントや地域行事などの各種イベントでの利活用の推進を図ることにより、みどりをいかした憩いや賑わいを生み出す取組みが増加することにより、各種イベントへの参加人数の増加を目指します。

| 改定時<br>令和5年度 | 中間年度<br>令和15年度 | 目標年度<br>令和25年度 |
|--------------|----------------|----------------|
| 7,100人/年     | 15,500人/年      | 22,900人/年      |

※参加人数は、各イベントへの参加人数の総数を、年度ごとに把握します。

#### ②みどりに関する協働の場・機会の開催 基本方針4

みどりの取組みに関する情報共有、発信、企画、検討、実践などについて、市民、企業、学校、行政など様々な主体がともに考える場・機会となる仕組みを創設し、継続的に実施していくことにより、多様な主体によるみどりの取組みを広げていくことを目指します。

| 短期<br>(概ね令和7年までに) | 中・長期<br>(概ね令和8年から)               | 目標年度<br>(令和25年度)                 |
|-------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 場・機会となる<br>仕組みの創設 | 場・機会の<br>開催回数・参加のべ人数<br>4回・40人/年 | 場・機会の<br>開催回数・参加のべ人数<br>6回・90人/年 |

※参加人数は、各回に参加した市民等の参加人数の総数を、年度ごとに把握します。

## 4章 推進施策

基本方針に基づき、目標を達成するために実施する施策を示します。本章では、各施策の具体的な内容を示すとともに、3つの地域特性に応じた地域別施策方針を示します。

### 4-1. 施策体系

4つの基本方針に基づき、次頁に示す22の施策に取り組みます。

| 基本方針                                      | 施策                              |
|---|---------------------------------|
| 1. 貝塚ならではの<br>みどりを<br>まもり、はぐくむ            | 施策1 和泉葛城山系の森林の保全・活用             |
|   | 施策2 河川や海岸などの水辺環境の保全・活用          |
|   | 施策3 農地やため池の保全・活用                |
|   | 施策4 身近な里山や樹林地の保全・活用             |
|   | 施策5 歴史文化を伝えるみどりの保全・活用           |
|   | 施策6 生物多様性を育むみどりの保全・創出           |
| 2. 魅力あるまち・安心して<br>暮らせるまちの基盤となる<br>みどりをつくる | 施策7 新たな都市公園の整備や既存公園の再整備         |
|   | 施策8 防災基盤となる公園の再整備               |
|   | 施策9 公共施設における新たなみどりの確保           |
|   | 施策10 民有地における新たなみどりの確保           |
|   | 施策11 公園の維持管理                    |
| 3. 憩いと賑わいを生み出す<br>みどりをいかし、創出する            | 施策12 公園やオープンスペースの利活用の推進         |
|   | 施策13 民間活力を活用したみどりの取組みの推進        |
|   | 施策14 公共施設におけるみどりの取組みの推進         |
|   | 施策15 道路空間等におけるみどりの取組みの推進        |
|   | 施策16 まちのシンボルとなるみどりの維持・創出・活用     |
| 4. みんなでみどりを<br>共有し、<br>取組みをひろげる           | 施策17 施設間連携等による観光・レクリエーション拠点の形成  |
|   | 施策18 海・まち・山をつなぐ水と緑のネットワーク形成     |
|   | 施策19 自然環境や歴史文化をいかした散策ルートの形成     |
|   | 施策20 みどりの取組みの情報発信・共有            |
|   | 施策21 みどりの取組みをひろげ、次世代へつなげる仕組みづくり |
|   | 施策22 みどりの取組みにかかわる機会や場の提供        |

地域別施策方針  
「臨海都市地域」「田園丘陵市街地地域」「山麓林間交流地域」

## 4-2. 施策

基本方針に基づいて実施する各施策の具体的な内容を示します。

### 基本方針1. 自然豊かな貝塚のみどりをまもり、はぐくむ

#### 施策1 和泉葛城山系の森林の保全・活用

- ・多くの市民にとってまもるべきみどりとして捉えられている和泉葛城山ブナ林を含む森林を次代に継承していくため、「和泉葛城山ブナ林10ヵ年計画」や「貝塚市森林整備計画」に基づき、多様な主体の協働による森林の適切な管理や、森林の大切さを伝えるため、大阪みどりのトラスト協会と連携して情報発信などに取り組みます。
- ・金剛生駒紀泉国定公園やその周辺の森林について、大阪府・貝塚市・地元町会等で連携し山地美化を進めていきます。
- ・大阪府、和歌山県、岸和田市、紀の川市、貝塚市で構成される和泉葛城山保全活用対策協議会にて引き続き和泉葛城山ブナ林及びその周辺の豊かな自然環境を保護・保全するとともに、秩序ある利用を図っていきます。
- ・100年にわたり維持されてきた良好なスギ・ヒノキ林を生産の森として今後も保全していくとともに、森林環境譲与税を活用した木材利用による循環型社会の実践や、市民のシビックプライドの醸成につながるよう周知なども含めて取り組みます。



和泉葛城山ブナ林の登山道

#### 施策2 河川や海岸などの水辺環境の保全・活用

- ・近木川では、近木川クリーンキャンペーンなどの地域との協働による取組みを継続し、生態系保全や河口干潟（汽水ワンド）の自然再生を進めます。
- ・貴重な環境学習の場として、自然観察会等を実施し、活用していきます。
- ・「日本の白砂青松100選」である二色の浜の松林や海岸について、国や大阪府とも連携しながら、保全・育成に努めます。



近木川クリーンキャンペーン

### 施策3 農地やため池の保全・活用

- ・市街地に存在する都市農地について、生産緑地地区の指定を継続するとともに、適切に特定生産緑地への移行を進め、良好な都市環境の形成を図っていきます。また、災害時の避難地や延焼防止のために防災農地の登録を図っていくとともに、防災農地についての周知を進めていきます。
- ・農業に対する理解を深めてもらうため、引き続き農業関係者と連携して、市民農園の開設・運営の支援、活用の促進を図ります。
- ・農地やため池、水路が一体となったみどり豊かな農空間の活用に努めます。
- ・自然と調和した農村景観づくりに向けて、公民連携による遊休農地を活用したコスモス等の景観作物の栽培などに取り組みます。
- ・大阪府立農業公園を拠点とした交流型農業や観光農業の促進を図るなど、市民の農とのふれあいの場として活用します。



防災農地



コスモス畑



大阪農業公園

### 施策4 身近な里山や樹林地の保全・活用

- ・せんごくの杜の里山保全エリアでは、里山環境の保全にかかわる市民協働による取組みを継続していくとともに、歴史遺産でもある周辺の散策路等の整備を図り、市民と自然、また、市民同士のふれあいの場の確保を図ります。
- ・海岸寺山地区や水間地区においては、風致地区の指定継続による規制誘導を図ることで、良好な樹林地景観の保全に努めます。
- ・30by30の目標達成に向けた自然共生サイトとしての認定を目指すなど、市民や企業等に向けた里山や樹林地などの価値の周知に努めます。



せんごくの杜（市民活動により整備された散策路）

### 施策5 歴史文化を伝えるみどりの保全・活用

- ・寺内町では、歴史文化を感じさせる街並み景観を保全するため、歴史文化資源と社寺境内地の樹木などのみどり資源が一体となった街並みの保全を図ります。

- ・文化財として指定されている尊光寺のカイツカイブキなど、歴史の深さを感じられ、地域のシンボルとなる巨樹・巨木の保全を引き続き図ります。
- ・令和6年度策定予定の「貝塚市文化財保存活用地域計画」とも連携し、寺内町の歴史的街並みや水間寺、千石堀城跡などの地域資源とその周辺に存在するみどりを保全するとともに、観光振興の視点から公民連携による活用を図るなど、まちの賑わいづくりに歴史文化資源やみどりをいかす取組みを進めます。



尊光寺のカイツカイブキ

### 施策6 生物多様性を育むみどりの保全・創出

- ・和泉葛城山ブナ林については、「和泉葛城山ブナ林10ヵ年計画」に基づくブナ林の保護および増殖に向けた調査や植樹などの保全活動を、関係する各主体と連携しながら進めます。
- ・二色の浜の海岸では、貴重な海浜植生や野鳥などの生き物の生息・生育環境を保全するため、市民・企業・行政等の協力により生態系の観察や自然景観の維持にかかわる取組みを進めます。
- ・生物の移動経路などとして生物多様性の保全のため重要な海岸、河川、森林それぞれの自然環境の保全・回復を図り、生態系ネットワークの維持・構築を目指します。
- ・せんごくの杜の里山保全エリアについては、一定数の希少種に相当する生物がいることから継続的に昆虫相調査を実施するなど、生物多様性保全に向けた希少種の生息・生育状況を確認する取組みを進めます。



二色の浜  
(野鳥の生息・生育環境)

## 基本方針2. 魅力あるまち・安心して暮らせるまちの基盤となるみどりをつくる

### 施策7 新たな都市公園の整備や既存公園の再整備

- ・立地適正化計画に基づく都市機能の集約が計画されている駅周辺においては、まちづくりの進捗を確認しながら用地確保が可能な場合には、新たな公園整備についても検討します。
- ・今後の地区の人口構成や地域ニーズ、公園の配置状況や利用状況に応じた機能の再編や公園の統廃合を含めた再配置など、公園のストックマネジメントについても必要に応じて検討します。



新たな公園整備のイメージ  
(福田公園)

- ・新たな公園整備や既存公園の再整備にあたっては、計画・設計段階から地域住民の参画により進めることで、地域にとって愛着のある公園づくりと、地域による公園の維持管理による市民にとって使いやすい公園づくりを図ります。
- ・施設のバリアフリー化や園路灯の設置など、防犯に配慮した誰もが安全で快適に利用できる公園整備を進めます。
- ・市内に多数存在する公園については、公園施設の老朽化が進んでいることから、定期的な点検と補修を実施し、安全性を確保していきます。



地域住民の参画による公園の計画（イメージ）

### 施策 8 防災基盤となる公園の再整備

- ・貝塚市地域防災計画に基づき、市内の各公園において必要な防災機能の充実を図ります。
- ・貝塚市地域防災計画において、山手地区の一時避難場所として位置づけられている水間公園については、防災機能強化のための再整備を行います。また、広域的な交通網である阪和自動車道が隣接する立地条件をいかして、市外から訪れる広域的な支援活動を受け入れる場所としての充実・活用を図ります。
- ・災害時に様々な支援活動がスムーズに展開されるように、平常時から市民や企業の参画によるイベント等の実施を通じた地域コミュニティ形成を図るなど、公園と人、人と人をつなげる取組みを促進します。



防災機能の強化を図る水間公園

### 施策 9 公共施設における新たなみどりの確保

- ・本市の顔でもある南海貝塚駅周辺においては、既存都市計画の見直しの状況を踏まえながら、多くの人々が憩い賑わう駅前広場の整備や、その周辺において歩きたくなるウォークアブルなまちづくりを検討します。
- ・駅前広場や新たに整備される道路では、並木や花だんなどの植栽環境を充実させることで、賑わいや潤いを感じられ、都市の風格を感じられる快適な歩行空間の創出を図ります。
- ・市営住宅建替の計画においては、人とみどりがふれあう植栽計画を検討し、地域に開かれた施設として整備を行います。
- ・ひと・ふれあいセンター、やすらぎ老人福祉センター、青少年人権教育交流館の機能を集約した三館等合同施設の整備にあたり、ひと・ふれあいセンターの跡地を住民の交流機能、福祉的機能、災害時の一時避難場所としての機能をもつ公園



賑わいのある駅前広場  
(参考 天理駅前広場)

として三館等合同施設と一体的な整備・活用を図ります。

### 施策 10 民有地における新たなみどりの確保

- ・新たに立地する事業者に対して、工場立地法などに定められている緑化基準や、大阪府が定める建築物の敷地等における緑化を促進する制度に基づく緑化指導を継続して行います。また、民間事業者による大規模な開発事業が実施される際には、官民連携による緑化推進などの観点から、エリアマネジメントの促進について検討します。
- ・市街地などにおける未利用地において、市民緑地認定制度等の活用を検討し、まちなかのみどりづくりに努めていきます。
- ・立地適正化計画に基づく都市機能の集約が計画されている駅周辺については、民間事業者による生活利便施設の誘導にあわせてみどりの確保を求めます。



市民緑地認定制度の活用イメージ  
(事例 柏市、路地裏マルシェ)

## 基本方針 3. 憩いと賑わいを生み出すみどりをいかし、創出する

### 施策 11 公園の維持管理

- ・草花や樹木の管理においては、適正な時期に除草・剪定を行い、公園内の景観形成に努めます。
- ・公園施設の維持管理等の課題に対応するため、行政間同士の連携を図る「地域インフラ群再生戦略マネジメント」の検討を進めます。
- ・多様化する市民ニーズに対して迅速かつ的確に対応するため、AI 技術を活用したみどりの維持管理の効率化や、新たな都市公園の可能性の検討に IoT やビッグデータの活用を検討します。

### 施策 12 公園やオープンスペースの利活用の推進

- ・市民庭園については、隣接する貝塚市歴史展示館との一体的な利活用を図るなど、地域の賑わいを創出し、滞在快適性等の向上を図るため、令和 4 年度に実施した社会実験の結果も踏まえながら、官学等によるワークショップを通じて公民連携による更なる有効活用について検討します。
- ・公園やオープンスペースでのイベントや利活用について、積極的な周知を行います。



市民庭園での社会実験

- ・公園の利用実態や地域ニーズを調査し、ボール遊びができる公園や健康づくりに寄与する公園など、市民のライフステージに応じて使いたくなる公園づくりに努めます。

### 施策 13 民間活力を活用したみどりの取組みの推進

- ・賑わい創出や維持管理の効率化を図るため、市民の森について指定管理者制度を導入しました。その他の公園についても、行きたくなる・使いたくなる公園として利活用を図ります。また、賑わい創出の可能性がある公園については、民間事業者による指定管理者制度の活用を検討します。
- ・公園施設の管理には一定の維持管理費が必要であることから、民間活力導入等を含めて財源の確保についても検討していきます。
- ・民間事業者向けのみどりの取組みの普及啓発に取り組みます。



市民の森、シェルシアター

### 施策 14 公共施設におけるみどりの取組みの推進

- ・消防署や学校などの公共施設のほか、地元町会館や駅周辺への植栽を引き続き行います。実施においては、市民、民間企業、学校等との協働により進めることで、市民等にとって愛着のあるみどりのまちづくりを進めます。
- ・多くの市民が訪れる市役所などの公共施設において、市民や事業所などにおける取組みのモデルとなるように、みどりのカーテンなどによる緑化の推進と普及啓発を図ります。
- ・学校教育施設などの公共施設の樹木について、子どもたちをはじめとした市民にとって身近なみどりとして維持するとともに、老朽化による倒木や落枝の危険性が生じないように、今後も適切な維持管理を図ります。



貝塚高校の生徒による  
プランター植栽

### 施策 15 道路空間等におけるみどりの取組みの推進

- ・「アドプト・ロード」など、市民協働による道路の清掃や植栽管理を通じた市民に愛される道路づくりについて、今後も継続して実施します。
- ・既存の街路樹や植栽帯などについて、美しい街路樹景観の形成や暑熱対策となる日陰の形成などといった機能が発揮できるように、大阪府などの関係機関と連携しながら、適切な維持管理に努めます。
- ・道路沿道の民間施設などにおいて、民間団体が実施する緑化事業への支援制度などの活用促進を図ることで、歩行空間における暑熱対策や良好な景観形成に努めます。



市民による花だんづくり  
(イメージ)

### 施策 16 まちのシンボルとなるみどりの維持・創出・活用

- ・公共施設が集積する市役所周辺では、新たに整備された市役所の植栽や街路樹景観など、良好なみどりの景観を維持・向上させるため、これらのみどりの適切な維持管理を図ります。
- ・市役所前の「緑の市民広場」について、市民の憩いとふれあいの屋外交流空間として、多彩なイベント等への利活用を促進します。



緑の市民広場でのイベント開催

### 施策 17 施設間連携等による観光・レクリエーション拠点の形成

- ・大阪府立少年自然の家やかいづかいぶき温泉などの自然とふれあえる観光・レクリエーション施設などを拠点とした環境学習の取組みを進めます。
- ・山麓林間交流地域に点在する大阪府立農業公園やかいづかいぶき温泉などの観光・レクリエーション資源を活用し、地域活性化に向けた施設間連携を図ります。
- ・市民庭園と貝塚市歴史資料館、市民の森と自然遊学館やシェルスシアターなどの施設については、公共・民間問わず一体的な利活用を促進し、地域の賑わい創出などへの活用を検討します。



大阪農業公園

### 施策 18 海・まち・山をつなぐ水と緑のネットワーク形成

- ・海と山をつなぐ近木川などの河川、公園や歴史文化資源などみどりの拠点とそれらをつなぐ緑道、街路樹のある道路、農のウォーキングロードなどをいかして、散策ルートの設定や連続性を感じられるみどりの創出などの取組みを進めます。



四季を感じられる緑道  
(二色の浜パークタウン)

### 施策 19 自然環境や歴史文化をいかした散策ルートの形成

- ・本市の代表的な歴史文化資源であり観光資源でもある水間寺、和泉葛城山系を背景とした自然資源とともにある水間公園、これらの玄関口となる水鉄水間観音駅、以上の3施設を一体とした新たな賑わい創出を公民連携により図ります。
- ・上記の3施設を結ぶ道路や散策路では、バリアフリーに配慮した歩いて巡りやすいウォカブルなルート整備に取り組みます。



水間寺

## 基本方針4．みんなでみどりを共有し、取組みをひろげる

### 施策20 みどりの取組みの情報発信・共有

- ・広報誌、ホームページ、SNS などを活用し、本市のみどりの魅力発信を行います。また関係団体との連携を図り、みどりを活用した販わいの創出にも努めます。
- ・自然遊学館を活用した自然環境に関わる展示や自然観察会の開催など、環境学習に関する取組を引き続き実施します。

### 施策21 みどりの取組みをひろげ、次世代へつなげる仕組みづくり

- ・子育て、福祉、生涯学習、地域活性化など、各分野の行政部局や市民団体、地域や個人、民間事業者などと連携したみどりの利活用を促進するため、地域特性やニーズに応じた柔軟な公園利用ルールづくりや、各主体間の連携促進のためのコーディネートなど、みどりの利活用を促進する仕組みについて検討します。
- ・次代のみどりの取組みを担う子どもたちを対象に、みどりの価値や役割を伝えるとともに、みどりの取組みに参加する機会を確保するため、貝塚高等学校と連携した花苗の育成配布、小学校と協働でまちなかでの植栽活動、里山保全活動への参加など、学校と連携した緑化の取組みを推進します。また、貝塚市葛城緑の少年団と引き続き連携し、子どもたちのみどりを守り、育む心の醸成を図ります。
- ・市内すべての小中学校を対象に、大阪みどりのトラスト協会が実施する「緑の募金」活動に引き続き取り組みます。
- ・小学校内の学習園での野菜作りや地域の田での米作りなどの農作物の栽培活動を通して、農作物を育てる苦労や喜びなどを子どもたちが学ぶ機会を設けます。
- ・市民、団体、企業、学校等が行うみどりの取組みを広く周知するとともに、活動をひろげていくため、みどりの取組みに関する顕彰制度やコンクール等の創設・活用等の仕組みづくりについて検討します。



他分野での公園の利活用  
(貝塚市子育て支援センター)



小学生向けの里山保全活動  
(イメージ)

## 施策 22 みどりの取組みにかかわる機会や場の提供

- ・みどりの取組みに関して、市民との対話を行い、市民ニーズを把握し、みどりの取組みの機運の醸成を図ります。
- ・市民、民間企業、行政など、多様な主体が、みどりの取組みに関する情報共有、企画、検討、提案、試行、実践を行う場や機会づくりについて検討します。



多様な主体による協働の場・機会  
(イメージ)

### 4-3. 地域別施策方針

各施策は、地域特性を踏まえ、以下に示す主な実施場所を想定して取り組みます。



| 基本方針      | 海 | 臨海都市地域 | 田園丘陵市街地地域 | 山麓林間交流地域                        |
|-----------|---|--------|-----------|---------------------------------|
| 基本方針<br>1 |   |        |           | 施策1 和泉葛城山系の森林の保全・活用             |
|           |   |        |           | 施策2 河川や海岸などの水辺環境の保全・活用          |
|           |   |        |           | 施策3 農地やため池の保全・活用                |
|           |   |        |           | 施策4 身近な里山や樹林地の保全・活用             |
|           |   |        |           | 施策5 歴史文化を伝えるみどりの保全・活用           |
|           |   |        |           | 施策6 生物多様性を育むみどりの保全・創出           |
| 基本方針<br>2 |   |        |           | 施策7 新たな都市公園の整備や既存公園の再整備         |
|           |   |        |           | 施策8 防災基盤となる公園の再整備               |
|           |   |        |           | 施策9 公共施設における新たなみどりの確保           |
|           |   |        |           | 施策10 民有地における新たなみどりの確保           |
| 基本方針<br>3 |   |        |           | 施策11 公園の維持管理                    |
|           |   |        |           | 施策12 公園やオープンスペースの利活用の推進         |
|           |   |        |           | 施策13 民間活力を活用したみどりの取組みの推進        |
|           |   |        |           | 施策14 公共施設におけるみどりの取組みの推進         |
|           |   |        |           | 施策15 道路空間等におけるみどりの取組みの推進        |
|           |   |        |           | 施策16 まちのシンボルとなるみどりの維持・創出・活用     |
|           |   |        |           | 施策17 施設間連携等による観光・レクリエーション拠点の形成  |
|           |   |        |           | 施策18 海・まち・山をつなぐ水と緑のネットワーク形成     |
|           |   |        |           | 施策19 自然環境や歴史文化をいかした散策ルートの形成     |
| 基本方針<br>4 |   |        |           | 施策20 みどりの取組みの情報発信・共有            |
|           |   |        |           | 施策21 みどりの取組みをひろげ、次世代へつなげる仕組みづくり |
|           |   |        |           | 施策22 みどりの取組みにかかわる機会や場の提供        |

図 施策の主な実施場所

## 5章 重点施策

### 5-1. 基本的な考え方

みどりの将来像の実現に向けて、重点的に緑化の推進を図るべき場所や緑地の保全に配慮を加えるべき場所を「緑化重点ゾーン」「保全配慮ゾーン」として位置づけ、重点的な施策展開を図ります。「緑化重点ゾーン」「保全配慮ゾーン」の範囲の設定にあたっての視点と基本的な考え方を、以下に示します。

#### (1) 緑化重点ゾーン設定の視点

- 駅周辺など、都市機能の誘導により賑わいや利便性の向上が求められる地区
- まちづくりに関連する各種事業等に伴い、新たなみどりの創出が求められる地区
- 安全安心な暮らしを支えるため、防災機能の強化が求められる地区
- 市内外問わず多くの人々が往来し、本市のシンボルとなる景観形成が求められる地区
- 緑化のモデルとして先導的な役割を發揮することが期待できる地区
- みどりが不足しており、多様な主体の連携による新たなみどりの創出が求められる地区

#### (2) 保全配慮ゾーン設定の視点

- 生物多様性保全などの観点から、貴重な自然環境の保全を図ることが求められる地区
- 良好な自然景観を有し、今後もその保全・形成が求められる地区
- 自然環境の保全とレクリエーション利用の両立を図ることが求められる地区
- 協働による保全の取組みが必要な地区

#### (3) 範囲設定の考え方

##### ① 3つの地域それぞれの地域特性に応じて設定

「臨海都市地域」は二色の浜の海辺や寺内町の歴史的な街並みなど、「田園丘陵市街地域」はせんごくの杜や水間公園と水間寺の自然と歴史文化資源、「山麓林間交流地域」は和泉葛城山系の自然や谷あいの農村環境をいかしたレクリエーション資源など、各地域の特徴的なみどり資源が集積する場所を含むように設定します。

##### ② 地域の境界部となる地区

本市の特徴である海・まち・山へと移り変わるみどりを感じられる重要な場所であることから、各地域の境界部周辺に位置するみどりの拠点とその周辺を含むように設定します。

##### ③ 地域を縦断するネットワーク上にある地区

本市を山から海まで縦貫して流れる近木川などの河川や市内外問わず多くの人々が往来する道路・鉄道の沿線に位置するみどりの拠点を含むように設定します。

## 5-2. 緑化重点ゾーンおよび保全配慮ゾーンの設定

以上の基本的な考え方にに基づき、緑化重点ゾーンおよび保全範囲ゾーンを以下に示します。

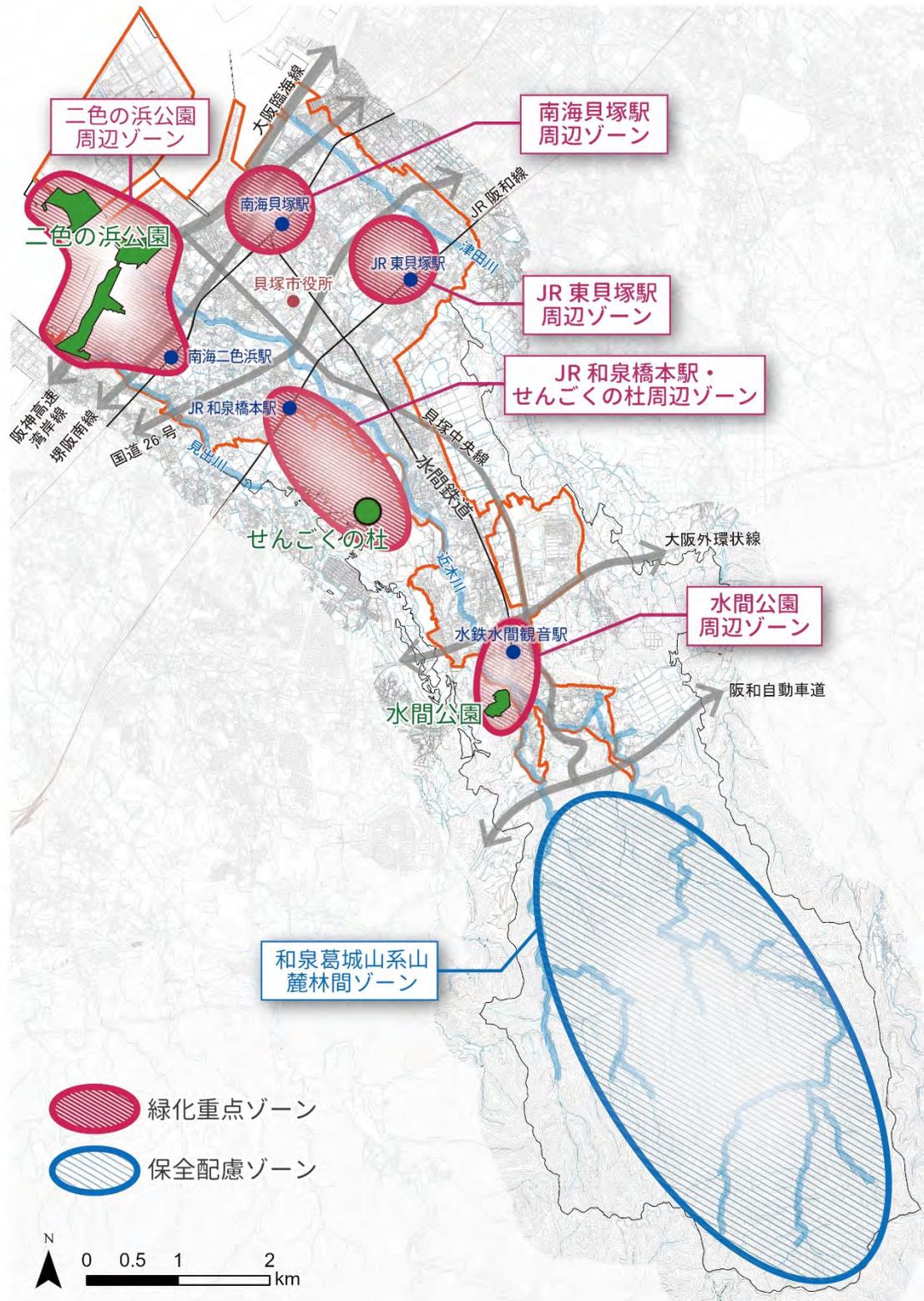


図 緑化重点ゾーンおよび保全配慮ゾーン位置図

## 5-3. ゾーンごとの基本方針および施策

各ゾーンにおいて、ゾーンの概要、基本方針、重点的に取り組む施策について示します。

### (1) 南海貝塚駅周辺ゾーン **(緑化重点ゾーン)**

#### ①ゾーンの概要

商業施設などの都市機能が集積する中心市街地であり、駅の北側には商店街や歴史的な街並みが残る寺内町が存在するなど、本市の玄関口となる駅周辺地域となっています。さらに、南海本線と水間鉄道の結節点であり、海・まち・山を南北に結ぶネットワークの起点となる重要な場所となっています。今後、立地適正化計画に基づく都市機能の集約などに伴うまちづくりの進展にあわせて、都市の賑わいづくりに寄与する公園や駅前・広場、オープンスペースの確保と利活用の促進、緑化の推進などが求められます。

駅周辺では、アドプト・ロードとして指定された道路空間において市民による花だんづくりなどの活動が展開されています。また、感田神社などでは社寺境内地において賑わいイベントが開催されるなど、民有地のみどりを活用した取組みも実施されており、市街地における市民協働によるみどりの取組みのモデルとなるよう、これらの取組みを一層展開していくことが求められます。



#### ②ゾーンの基本方針

ゾーンの概要をふまえ、南海貝塚駅周辺ゾーンの基本方針を以下の通り設定します。

**本市の顔としてふさわしい賑わいを生み出すみどりの充実**

### ③重点的に取り組む施策

南海貝塚駅周辺ゾーンにおいて重点的に取り組む施策を以下に示します。また、その取り組み場所を基本方針図に示します。

表 南海貝塚駅周辺ゾーンの基本方針および施策

| ゾーンの基本方針                              | 重点的に取り組む施策  |
|---------------------------------------|---|
| 1. 貝塚ならではのみどりを<br>まもり、はぐくむ            | 【施策5】 歴史文化を伝えるみどりの保全・活用<br>・保存樹などの歴史文化を感じさせるみどりの保全  |
| 2. 魅力あるまち・安心して暮らせる<br>まちの基盤となるみどりをつくる | 【施策7】 新たな都市公園の整備や既存公園の再整備<br>・都市機能の誘導に伴う新たなみどりの創出<br>【施策9】 公共施設における新たなみどりの確保<br>・駅前周辺でのみどりの充実によるウォカブルなまちづくり   |
| 3. 憩いと賑わいを生み出す<br>みどりをいかし、創出する        | 【施策12】 公園やオープンスペースの利活用の推進<br>・歴史的な街並みを活用した賑わいづくり<br>【施策14】 公共施設におけるみどりの取り組みの推進<br>・駅周辺における市民協働による定植の継続実施<br>【施策15】 道路空間などにおけるみどりの取り組みの推進<br>・アプト・ロードの継続、街路樹や植栽帯の適切な維持管理 |

### ④方針図



図 南海貝塚駅周辺ゾーンの基本方針図

## (2) 二色の浜公園周辺ゾーン **(緑化重点ゾーン)**

### ①ゾーンの概要

二色の浜公園周辺は、海岸沿いに二色の浜公園や市民の森、二色南緑地など、海辺のレクリエーションを楽しめる施設が隣接して複数存在する、海と陸をつなぐ海辺のエリアとなっています。二色の浜公園では、令和 5（2023）年から新たな指定管理者によるリニューアルや利活用の推進が図られるとともに、市民の森と二色南緑地においても令和 6 年 1 月から新たに指定管理者制度を導入し、民間活力を活用した維持管理の効率化と利活用を促進する取組みを進めています。

近木川河口干潟では、市民参画による生きもの調査が継続的に実施されており、引き続き貴重な自然環境の保全に向けた取組みを推進するとともに、子どもたちの環境学習の場としての活用を推進していくことが求められています。

南海二色浜駅周辺では、海辺のエリアへの玄関口としてふさわしい景観形成や、二色の浜公園への快適な歩行空間の確保などにみどりをいかすことが求められています。



### ②ゾーンの基本方針

ゾーンの概要をふまえ、二色の浜公園周辺ゾーンの基本方針を以下の通り設定します。

**多様な主体の連携による海辺のレクリエーション拠点の形成**

### ③重点的に取り組む施策

二色の浜公園周辺ゾーンにおいて重点的に取り組む施策を以下に示します。また、その取り組み場所を基本方針図に示します。

表 二色の浜公園周辺ゾーンの基本方針および施策

| ゾーンの基本方針                              | 重点的に取り組む施策  |
|---------------------------------------|---|
| 1. 貝塚ならではのみどりを<br>まもり、はぐくむ            | 【施策 2】 河川や海岸などの水辺環境の保全・活用<br>・ 市民協働による河口干潟の自然再生と活用の取り組みの推進  |
| 2. 魅力あるまち・安心して暮らせる<br>まちの基盤となるみどりをつくる | 【施策 9】 公共施設における新たなみどりの確保<br>・ 駅前周辺でのみどりの充実によるウォーカブルなまちづくり   |
| 3. 憩いと賑わいを生み出す<br>みどりをいかし、創出する        | 【施策 12】 公園やオープンスペースの利活用の推進<br>・ 二色の浜公園、市民の森、二色南緑地などが連携した<br>海辺エリアの利活用の促進<br>【施策 13】 民間活力を活用したみどりの取り組みの推進<br>・ 市民の森などにおける維持管理の効率化と賑わい創出<br>【施策 14】 公共施設におけるみどりの取り組みの推進<br>・ 駅前周辺における市民協働による定植の継続実施<br>【施策 15】 道路空間などにおけるみどりの取り組みの推進<br>・ アドプト・ロードの継続、街路樹や植栽帯の適切な維持管理 |

### ④方針図

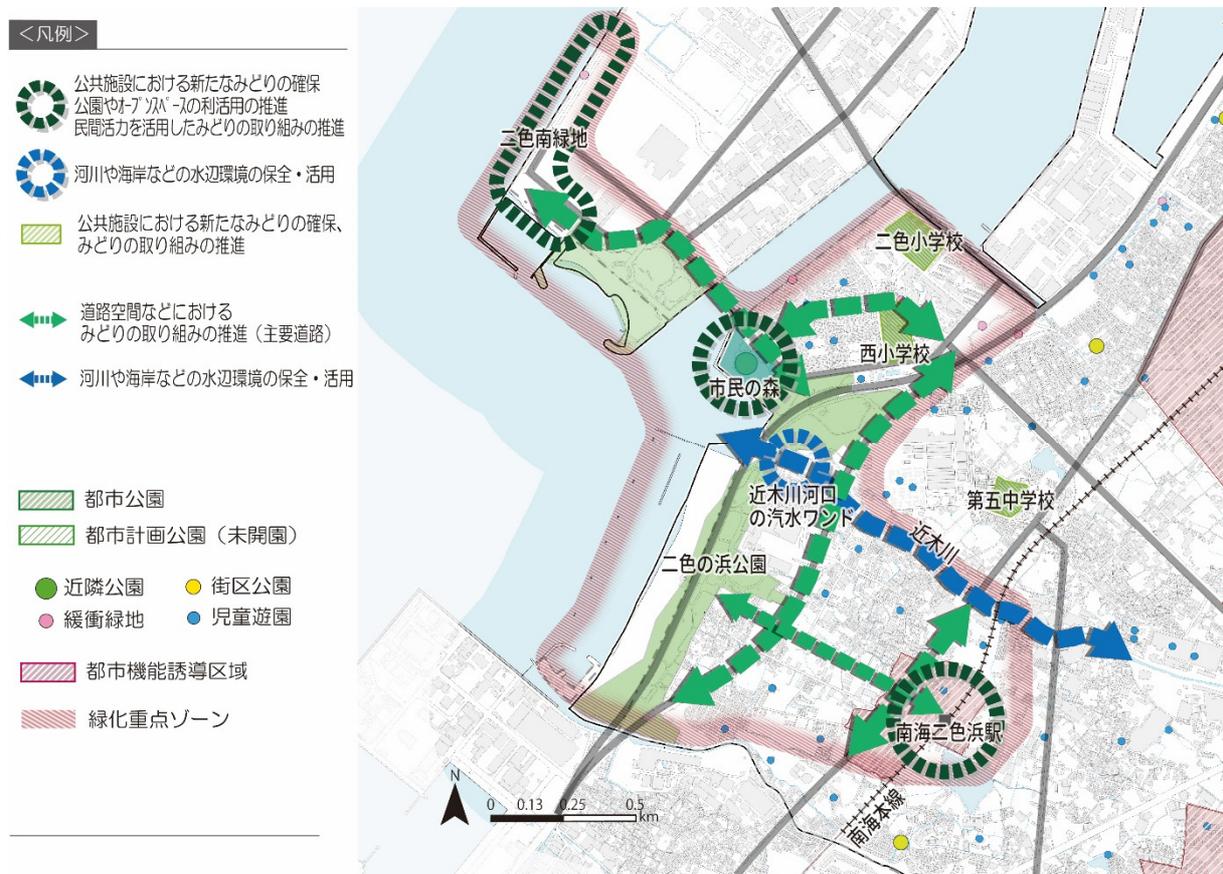


図 二色の浜公園周辺ゾーンの基本方針図

### (3) JR 東貝塚駅周辺ゾーン (緑化重点ゾーン)

#### ①ゾーンの概要

JR 東貝塚駅周辺は、臨海都市地域にありながら田園丘陵市街地地域に隣接し、住宅地と生活利便施設が立地するエリアとなっています。立地適正化計画において、都市機能誘導区域として位置づけられており、生活利便機能や福祉サービス機能、居住機能など生活拠点としての充実が求められています。

JR 東貝塚駅の西側では、令和 5 (2023) 年度に駅前広場とアクセス道路が整備され、歩きやすいウォーカブルなまちづくりが進められています。また、駅から 300m ほどの場所にある市民庭園 (おもいでコットン庭) は、藤棚やカイズカイブキといった特徴的なみどりのある都市公園であり、隣接する貝塚市歴史展示館と合わせて市民の憩いと賑わい創出の場となっています。また、市民庭園では令和 4 (2022) 年度に地域の賑わいづくりに向けた官学等によるワークショップや社会実験イベントが実施されるなど、施設の有効活用に向けた取組みが展開されています。



#### ②ゾーンの基本方針

ゾーンの概要をふまえ、JR 東貝塚駅周辺ゾーンの基本方針を以下の通り設定します。

**生活機能の向上に向けたみどりの創出と  
市民庭園の有効活用による地域の賑わい創出**

### ③重点的に取り組む施策

JR 東貝塚駅周辺ゾーンにおいて重点的に取り組む施策を以下に示します。また、その取り組み場所を基本方針図に示します。

表 JR 東貝塚駅周辺ゾーンの基本方針および施策

| ゾーンの基本方針                              | 重点的に取り組む施策   |
|---------------------------------------|--|
| 2. 魅力あるまち・安心して暮らせる<br>まちの基盤となるみどりをつくる | <b>【施策 7】 新たな都市公園の整備や既存公園の再整備</b><br>・都市機能の誘導に伴う新たなみどりの創出<br><b>【施策 9】 公共施設における新たなみどりの確保</b><br>・駅前周辺でのみどりの充実によるウォーカブルなまちづくり<br><b>【施策 10】 民有地における新たなみどりの確保</b><br>・生活利便施設の誘導にあわせたまどりの確保       |
| 3. 憩いと賑わいを生み出す<br>みどりをいかし、創出する        | <b>【施策 12】 公園やオープンスペースの利活用の推進</b><br>・市民庭園における公民連携による有効活用の推進<br><b>【施策 14】 公共施設におけるみどりの取組みの推進</b><br>・公共施設等における植栽の実施<br><b>【施策 15】 道路空間などにおけるみどりの取組みの推進</b><br>・道路沿道の民間施設などにおける緑化事業への支援制度の活用促進 |

### ④方針図

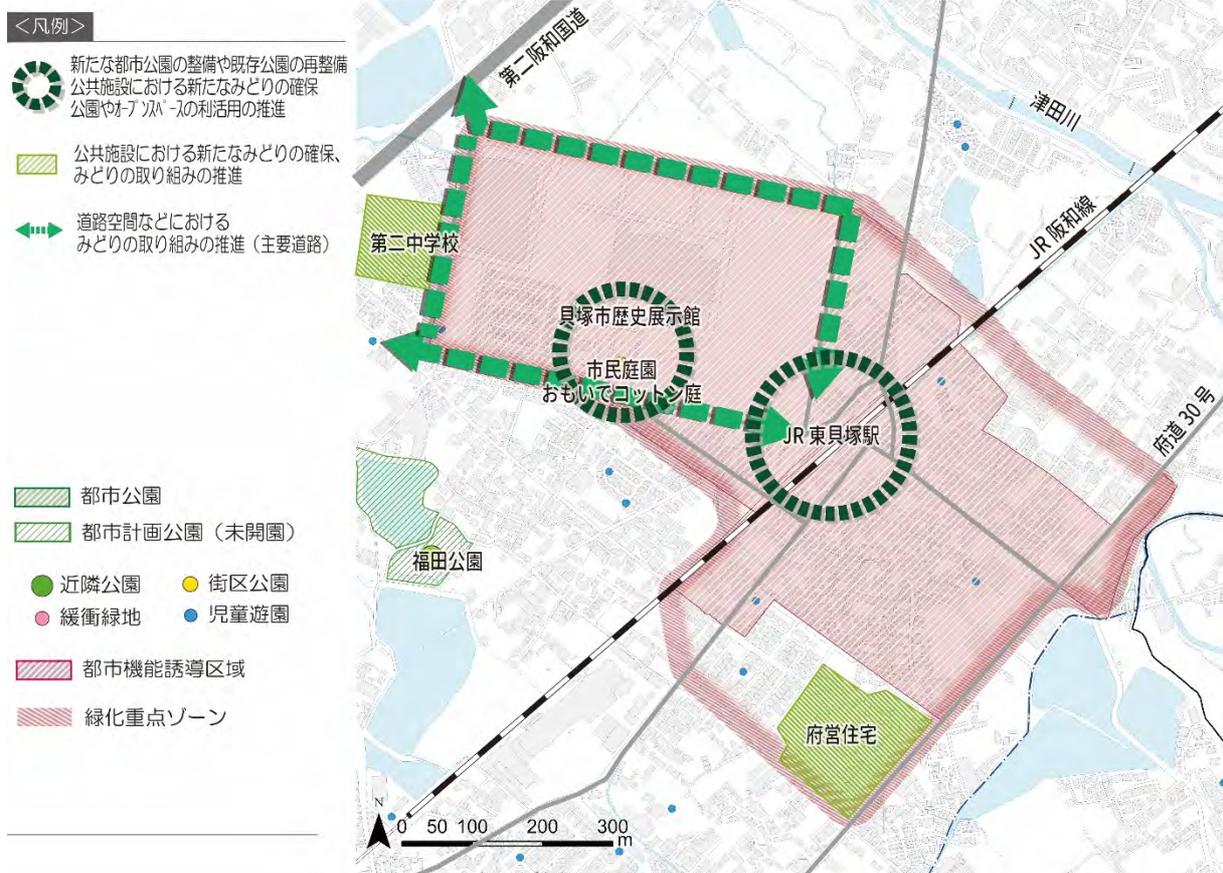


図 JR 東貝塚駅周辺ゾーンの基本方針図

## (4) JR 和泉橋本駅・せんごくの杜周辺ゾーン (緑化重点ゾーン)

### ①ゾーンの概要

JR 和泉橋本駅からせんごくの杜を結ぶエリアであり、臨海都市地域と田園丘陵市街地域をつなぐ場所に位置しています。駅東側では、土地区画整理事業による新たな土地活用が検討されるとともに、せんごくの杜の産業・流通エリアでは、民間活力を活用した新たな産業・流通施設等が立地し、市民緑地認定制度を活用した民間施設の敷地内の活用や周辺エリアの緑化および利活用の推進など、エリアマネジメントの考え方をもとに官民連携による新たなまちづくりが進む予定です。また、せんごくの杜の防災・交流エリアでは、令和 2 (2019) 年にドローン・クリケットフィールドが開設し、新たなレクリエーション拠点となっています。

一方、せんごくの杜の里山保全エリアでは、市民が主体となった里山再生の取組みが継続的に実施されており、市民にとって身近な自然とのふれあいの場として貴重な存在となるなど、千石堀城址の歴史資産を有しながら良好な自然環境の保全と地域活性化に資する土地活用が同時に進められています。



### ②ゾーンの基本方針

ゾーンの概要をふまえ、JR 和泉橋本駅・せんごくの杜周辺ゾーンの基本方針を以下の通り設定します。

**市民・企業との協働によるみどりづくりモデルとなる取組みの展開**

### ③重点的に取り組む施策

JR 和泉橋本駅・せんごくの杜周辺ゾーンにおいて重点的に取り組む施策を以下に示します。また、その取り組み場所を基本方針図に示します。

表 JR 和泉橋本駅・せんごくの杜周辺ゾーンの基本方針および施策

| ゾーンの基本方針                              | 重点的に取り組む施策  |
|---------------------------------------|---|
| 1. 貝塚ならではのみどりを<br>まもり、はぐくむ            | 【施策 4】 身近な里山や樹林地の保全・活用<br>・せんごくの杜における市民が主体となった里山保全の取り組みの推進  |
| 2. 魅力あるまち・安心して暮らせる<br>まちの基盤となるみどりをつくる | 【施策 7】 新たな都市公園の整備や既存公園の再整備<br>・土地区画整理事業などに伴う公園などのみどりの創出<br>【施策 9】 公共施設における新たなみどりの確保<br>・駅前周辺でのみどりの充実によるウォーカブルなまちづくり<br>【施策 10】 民有地における新たなみどりの確保<br>・官民連携によるみどりのエリアマネジメントの促進 |
| 3. 憩いと賑わいを生み出す<br>みどりをいかし、創出する        | 【施策 13】 民間活力を活用したみどりの取り組みの推進<br>・民間事業者向けのみどりの取り組みの普及啓発<br>【施策 15】 道路空間などにおけるみどりの取り組みの推進<br>・街路樹や植栽帯の適切な維持管理   |
| 4. みんなでみどりを共有し、<br>取り組みをひろげる          | 【施策 21】 みどりの取り組みをひろげ、次世代へつなげる仕組みづくり<br>・学校などと連携した里山保全の取り組みの推進   |

### ④方針図

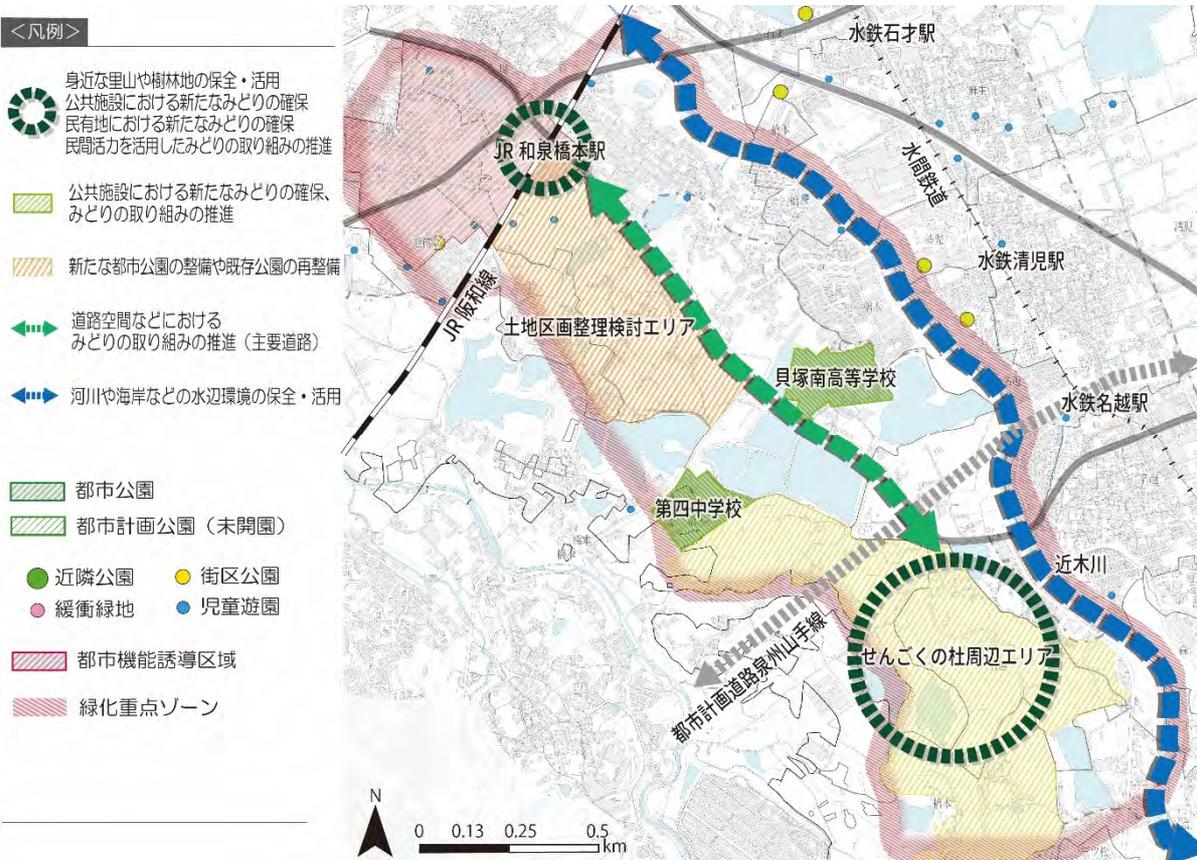


図 JR 和泉橋本駅・せんごくの杜周辺ゾーンの基本方針図

## (5) 水間公園周辺ゾーン (緑化重点ゾーン)

### ①ゾーンの概要

水間公園周辺は、水鉄水間観音駅、水間寺、水間公園が本市のシンボルとして隣接して存在する、和泉葛城山系への玄関口となる山裾に位置するエリアです。東西に走る大阪外環状線や阪和自動車道などの広域交通網と、本市を南北に縦断する水間鉄道や貝塚中央線などの市内交通網との結節点に位置していることから、防災面からも重要なエリアとなっています。

水間公園は、一時避難場所として位置づけられていることから、機能の充実が求められます。また、桜の名所として春には「貝塚みずま春フェスタ」が毎年開催され、市内外から多くの人々が訪れています。しかし、施設の老朽化などが課題となっており、市民の憩いと賑わいの場所としての更なる充実を目指して、地域の賑わい創出に向けた水間公園の利活用の促進や、水間寺や水鉄水間観音駅と連携した地域活性化にもつなげる取組みが求められています。



### ②ゾーンの基本方針

ゾーンの概要をふまえ、水間公園周辺ゾーンの基本方針を以下の通り設定します。

**防災機能の強化とともに賑わいを創出するみどりの充実**

### ③重点的に取り組む施策

水間公園周辺ゾーンにおいて重点的に取り組む施策を以下に示します。また、その取り組み場所を基本方針図に示します。

表 水間公園周辺ゾーンの基本方針および施策

| ゾーンの基本方針                              | 重点的に取り組む施策  |
|---------------------------------------|---|
| 1. 貝塚ならではのみどりを<br>まもり、はぐくむ            | 【施策5】 歴史文化を伝えるみどりの保全・活用<br>・保存樹などの歴史文化を感じさせるみどりの保全  |
| 2. 魅力あるまち・安心して暮らせる<br>まちの基盤となるみどりをつくる | 【施策8】 防災基盤となる公園の再整備<br>・水間公園の防災機能強化のための再整備<br>【施策9】 公共施設における新たなみどりの確保<br>・駅前周辺でのみどりの充実によるウォーガブルなまちづくり |
| 3. 憩いと賑わいを生み出す<br>みどりをいかし、創出する        | 【施策19】 自然環境や歴史文化をいかした散策ルートの形成<br>・水鉄水間観音駅、水間公園、水間寺を一体とした新たな賑わい創出                                      |

### ④方針図

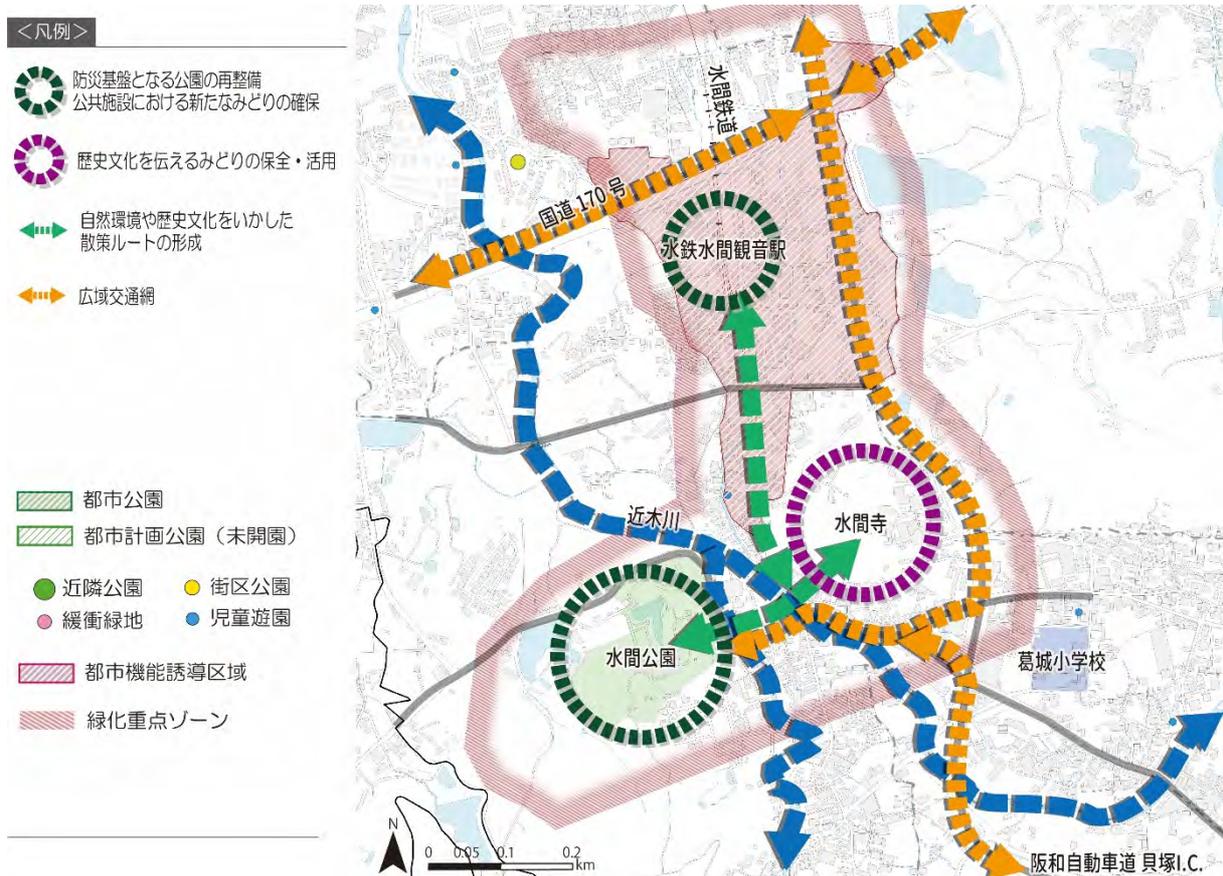


図 水間公園周辺ゾーンの基本方針図

## (6) 和泉葛城山系山麓林間ゾーン **(保全配慮ゾーン)**

### ①ゾーンの概要

和泉葛城山系の森林を中心として、谷あいの集落地や農地からなる自然豊かな地域となっています。和泉葛城山頂では天然記念物に指定されている和泉葛城山ブナ林が生育し、多様な主体による保護増殖の取組みが進められています。また、大阪府立少年自然の家やかいづかいぶき温泉、大阪府立農業公園などのほか、民間のキャンプ場やアスレチック施設やハイキングコースも存在し、自然とふれあえる観光・レクリエーション施設が充実しています。さらに、谷あいの集落地では美しい農村景観が残っています。

これらの豊かな自然環境を今後も継続して保全していくとともに、観光・レクリエーション資源をいかして、市内外からの交流を促進し、地域の活性化を図ることが求められています。



和泉葛城山ブナ林



大阪府立農業公園



奥水間アスレチックスポーツ



山あいの農村景観

### ②ゾーンの基本方針

ゾーンの概要をふまえ、和泉葛城山系山麓林間ゾーンの基本方針を以下の通り設定します。

**和泉葛城山系の豊かな自然環境や農村景観の保全と活用**

### ③重点的に取り組む施策

和泉葛城山系山麓林間ゾーンにおいて重点的に取り組む施策を以下に示します。また、その取組み場所を基本方針図に示します。

表 和泉葛城山系山麓林間ゾーンの基本方針および施策

| ゾーンの基本方針                       | 重点的に取り組む施策   |
|--------------------------------|--|
| 1. 貝塚ならではのまもり、はぐくむ             | <b>【施策 1】和泉葛城山系の森林の保全・活用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な主体の協働によるブナ林など森林の適切な管理</li> <li>海、まち、山の循環を生み出す森林保全と木材利用の推進</li> </ul> <b>【施策 3】農地やため池の保全・活用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>遊休農地を活用した自然と調和した農村景観づくり</li> <li>大阪府立農業公園を拠点とした市民の農とのふれあいの場づくり</li> </ul> |
| 3. 憩いと賑わいを生み出す<br>みどりをいかし、創出する | <b>【施策 17】施設間連携等による観光・レクリエーション拠点の形成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>自然とふれあえる観光・レクリエーション施設を拠点とした環境学習の推進</li> <li>観光・レクリエーション施設の施設間連携の推進</li> </ul> <b>【施策 18】海・まち・山をつなぐ水と緑のネットワーク形成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハイキング道や農のウォーキングロードをいかした散策ルートの設定</li> </ul>    |

### ④方針図

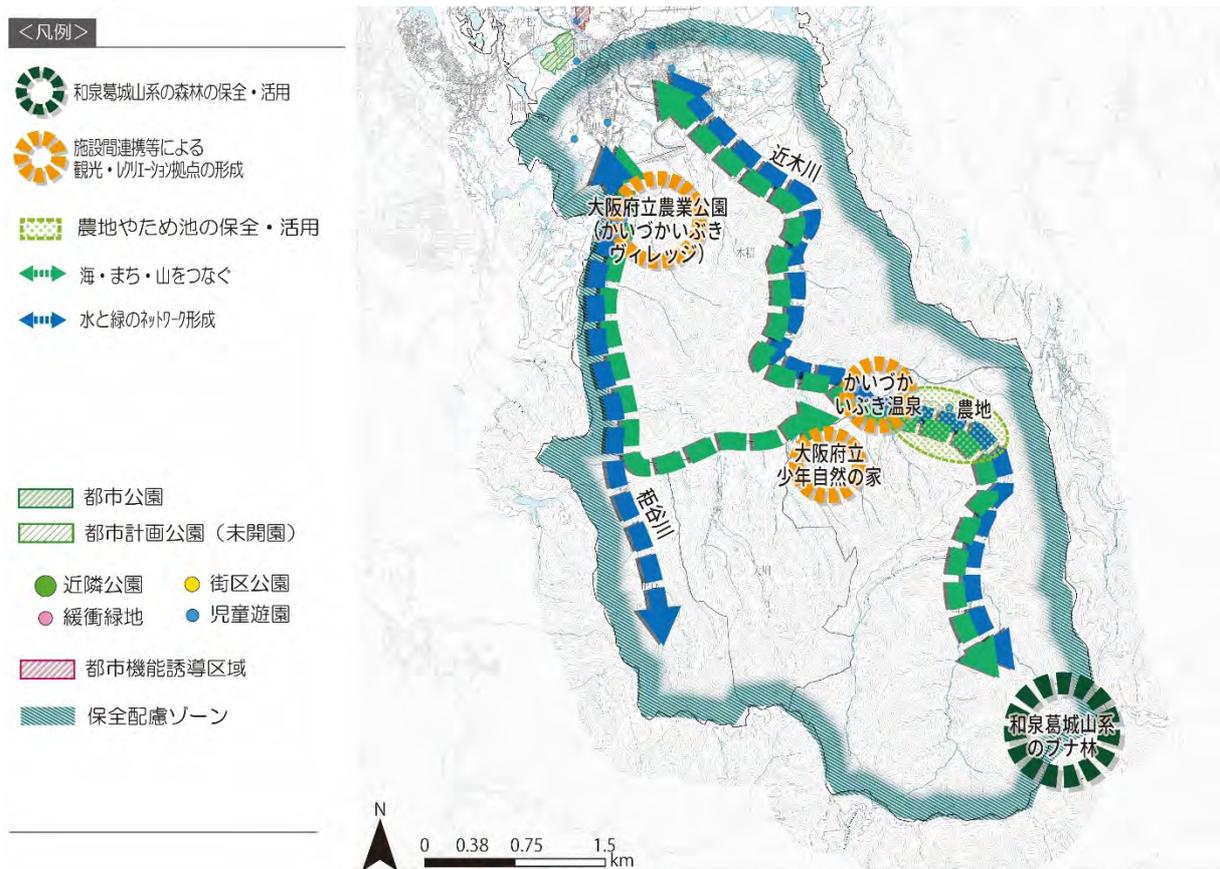


図 和泉葛城山系山麓林間ゾーンの基本方針図

## 6章 計画の推進

### 6-1. 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、民（市民など）・産（民間企業など）・官（市など）・学（大学など）といった主体が、以下の活動イメージのように、それぞれの立場でできることから取り組むとともに、互いに連携しながら施策の推進を図ります。



図 計画の推進体制と各主体の活動イメージ

## 6-2. 計画の推進方策

基本理念に掲げる「海・まち・山にみどりがあふれ、みどりと人、人と人がつながるまちかいつか」を実現するためには、将来の本市のみどりについて、多様な主体が協力・連携して考え、ともに取組みを進めていく必要があることから、多様な主体による協働の場・機会として「(仮称)貝塚みどりの未来会議」を新たに設置します。

「(仮称)貝塚みどりの未来会議」では、各主体がそれぞれの強みをいかしながら、みどりの取組みに関する情報共有、企画提案、実施、評価を行うとともに、新たな取組みに関する相談窓口となるなど、人とみどり、人と人がつながる場・機会の創出を図ります。さらに、具体的な取組みの展開につなげていくため、企画ごとに市民等が主体となったプロジェクトチームを立ち上げるなど、市民等がみどりを育てるしくみづくりを進めます。

なお、本計画の進行管理にあたっては、「(仮称)貝塚みどりの未来会議」での検討および実施結果を踏まえながら、「計画 (PLAN)」「実行 (DO)」「点検 (CHECK)」「改善 (ACTION)」のPDCAサイクルを実践します。

計画の見直しについては、計画の進捗状況を踏まえながら中間年において改定を行うとともに、社会経済情勢の変化等もふまえながら必要に応じて適宜見直しを行います。

### <多様な主体による協働の場・機会>



### <PDCA サイクルによる計画の推進>



図 計画の推進方策イメージ

## 参考資料1 用語集

あ行

### IoT

(Internet of Things)の略で身の回りにある建物や家電製品、車などをインターネットサービスに接続して相互に情報交換する仕組み。

### アクセス道路

ある目的となる地点へ通行するための道路のこと。

### アドプトプログラム

「アドプト」とは「養子縁組する」という意味。企業や地域住民などが道路や公園など公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動等を行い、行政がこれを支援する仕組み。

### アドプト・リバー（ロード）

アドプトプログラムによって管理されている河川（道路）。

### 生垣助成

緑豊かな美しいまちづくりを推進するため、住宅専用敷地内に『接道緑化』、『壁面緑化』、『屋上緑化』等を行う際に助成を行う制度。

### 一時避難場所

地震や火災が発生した時に住民が一時的に避難できるオープンスペースのこと。

### ウォークブル

「歩きやすい」「歩きたくなる」「歩くのが楽しい」といった語感を持つ造語で、これまで車中心だった都市から歩くことが中心の都市ヘンフトするための都市戦略用語。

### AI 技術

人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術といった広い概念。

### SDGs

(Sustainable Development Goals)の略で、2030年までに世界の貧困をなくし、持続可能な世界を実現することを目的とした国際目標（2015年9月に開催された国連サミットで採択された）。

### SNS

(Social Networking Service)の略で、ユーザー同士がインターネットを通じて文字や写真、動画などを用いて交流できる仕組み。

### エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み。

### 延焼防止

大地震の発生時などにおいて、市街地における火災の延焼を防止する役割や機能。

### オープンスペース

公園、広場、河川、池、山林、農地など建物に覆われていない土地、あるいは敷地内の空地の総称。

### 大阪府自然環境保全条例

大気汚染や水質汚濁などの公害問題に対処するとともに、生活排水や自動車排ガス対策など生活環境全般の保全に対応するために、平成6年（1994年）に制定された「大阪府生活環境の保全等に関する条例」。

か行

### 海浜植生

(かいひんしょくせい)とは、海岸の汀線側から陸域側まで帯状をなしている海浜植物で、砂地に生える耐乾性の強いものや塩分に対する抵抗性の強い塩生植物などがある。

### 観光農業

イチゴやミカン狩りなどの収穫体験や、花鑑賞、農産物販売所、農村レストランなど、観光と農業を組み合わせた農業経営。

### 観光振興ビジョン

市内の観光資源を整備して市内外からの旅行者を誘致し、観光によってもたらされる経済効果を市の経済を支える基盤にすることを目的としたもの。

### 環境学習

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域などにおいて、環境と社会、経済、文化とのつながり、環境の保全についての理解を深め、環境の保護改善に参加する意欲と問題解決のための技術や能力を身につけること。

### 緩衝緑地

大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和もしくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的に配置する緑地。

### 間伐

森や林を守り育てるために森林の成長に応じて樹木の一部を伐採し過密となった林内密度を調整する作業。これにより光が地表に届くようになり、下層の植生の発達が促され森林がもつ多面的な機能が増進される。

### 汽水ワンド

淡水と海水が混ざった川沿いの池状の入り江のことで、近木川干潟再生地は通称：汽水ワンドと呼ばれている。そこでは貴重な生態系が保全されており環境教育や地域の人々の憩いの場として活用されている。

### 協働

市民、民間事業者、行政など、まちづくりに関わる様々な立場の人が相互に尊重し合い、それぞれの役割や責任を分担し、対等な立場で協力してともに活動すること。

### 近郊緑地保全区域

「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」に基づき、良好な自然の環境を有する緑地を保全する区域。

### グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能である魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取り組みのこと。

### 景観計画

景観行政団体が「景観法」（都市や農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、平成16年度に制定された法律）に基づき定める良好な景観の形成に関する計画のこと。

### 景観作物

菜の花、コスモス、ひまわりなど農耕が行われていない遊休農地や田畑に、見て楽しむと共に観光などにも活用する作物。

### 広域避難場所

地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になった際に避難する場所。火災の輻射熱（ふくしゃねつ）から身体を守るためにおよそ10ヘクタール以上が必要とされている。

### 工場立地法

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるように、一定規模以上の工場を対象に敷地に対する生産施設、緑地、環境施設の面積割合を定めた法律。

### 公民連携

自治体と民間事業者等が連携して公共サービスの提供を行う仕組みのこと。

### 公民協働

行政と民間事業者が連携して公共施設の整備や維持管理を行う取り組み。具体的には、指定管理者制度やPFIなど、民間の資金やノウハウを活用した公共サービスの提供を行うこと。

## 交流型農業

都市と農村の交流を図り、都市住民の農村や漁村に対する理解を深めるために、自然豊かな場所に滞在し周辺の環境や文化、そこに住んでいる人々との交流を楽しむ余暇活動としての農業。

## コミュニティ

地域社会、地域に住む人々の集まりのこと。また、広くは共通の目的を持ち活動する住民の集まりのこと。

## さ行

### 再生可能エネルギー

化石エネルギーとは違い、自然界に常に存在するエネルギーの総称。具体的には、太陽光や太陽熱、水力や風力、バイオマス、地熱、波力、温度差等を利用した自然エネルギー等のこと。

## 里山

人里近い集落周辺の低山地域で、人が生活を営むうえで食料や資材、燃料を供給してくれる場所。雑木林や竹林、ため池、水路、田畑、鎮守の森などで構成され、人間の影響を受けた生態系が存在する。

## 里山保全活動

里山の環境を維持していくために、間伐や下草刈りなど人による働きかけを継続していく活動。

## CSR 活動

(Corporate Social Responsibility)企業が社会的な責任を果たすために、社会や環境への配慮を事業活動やステークホルダーとの関係構築に取り入れること。

## 市街化区域

「都市計画法」に基づき指定された、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域であり、用途地域等の指定により、土地利用を規制・誘導し、良好な市街地の形成を目的とする区域。

## 市街化調整区域

「都市計画法」に基づき指定された市街化を抑制すべき区域。

## 自然共生サイト/30by30

2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全するため、企業の森や里地里山、都市の緑地など「民間の取り組み等によって生物多様性の保全が図られている区域」を国（環境省）が認定する区域。

## 自然増減

人口動態に関する統計で、出生・死亡による人口の増減を指す。出生数から死亡数を引いた数値。

## 自治都市

中世封建社会において、封建領主に対する貢納の負担を免除され、また領主の裁判権の及ばない都市。日本では、戦国時代から江戸時代にかけて存在した。

## 指定管理者制度

地方公共団体が、公の施設の管理を行わせるために、株式会社をはじめとする営利企業、財団法人、NPO 法人、市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることが出来る制度。

## シビックプライド

地域や自治体に対する住民の誇りや愛着、そして地域社会に貢献する意識を示す言葉で、地域社会の活性化や魅力の向上に寄与し、住民の協力を促進する重要な要素となる。

## 市民協働

市民と市民、市民と行政が相互の理解と尊重、そして信頼のうえに成り立ち、各々の責任を自覚して対等・平等なパートナーとしての関係で課題の予防や解決を図る取り組み。

## 市民緑地認定制度

都市緑地法にもとづき、民有地を地域住民の利

用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて一定期間当該緑地を設置・管理する制度で、固定資産税や都市計画税の軽減や、ベンチや植栽の整備に対する補助などの支援措置がある。

### 社会実験

新たな制度や技術などの施策を導入する際、場所と期間を限定して試行することで、有効性を検証したり問題を把握し、時にはその施策の本格導入を見送るかを判断する材料とするもの。

### 社会増減

人口動態に関する統計で、転入と転出による人口の増減を指す。転入数から転出数を引いた数値。

### 住区基幹公園

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、地区公園（4ha）、近隣公園（2ha）、街区公園（0.25ha）などの種類がある。

### 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで、物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会のこと。

### 生涯学習

仕事や社会で必要な知識だけでなく、文化やスポーツ・健康・料理など、多岐にわたるテーマにおいて、自分が興味のあることを生涯において行うあらゆる学習のこと。

### 暑熱対策

暑熱環境下で発生する熱中症のリスクを減らすための対策で、気温や湿度、空気の流れ、身体作業強度などから総合的に判断される。街路樹等の都市空間における緑陰施設もその対策の一つ。

### 森林整備計画

地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村が5年ごとに作成する10年を一期とする計画であり、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえたゾーニング、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路網整備等の考え方等を定める長期的な視点に立った森林づくりの構想。

### ストック

都市に置ける既存ストックは、今まで整備されてきた道路、公園、下水道や公共施設、建築物等の都市施設のことを言う。

### ストックマネジメント

施設の機能が低下していく様子を予測し、施設の長寿命化を図るための対策を検討・実施する技術体系や管理手法。

### 生活利便施設

住宅の周辺にある生活に必要な諸施設をいい、主には日常の買い物施設や飲食施設、公共施設、医療施設、教育施設等があげられる。

### 生産緑地地区

都市計画で定める地域地区のひとつで、「生産緑地法」に基づき市街化区域内の農地を保全することにより、良好な都市環境の形成を図る地区。

### 生態系ネットワーク

おおむね野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等）が有機的につながるネットワークのこと。

### 生物多様性

いろいろな生物が存在している様子。生態系、種、遺伝子などの多様性により各々の段階で様々な生命が豊かに存在すること。

## 総合計画

地方自治体の行政運営の最上位計画で、自治体が目指す将来目標や施策を示したもの。行政運営の目的と手段を明確にするため、通常、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成されている。

## た行

### 大規模公園

主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。

### 地域インフラ群再生戦略マネジメント

「広域」「多分野」のインフラを群と捉え、既存の行政区域にこだわらず、効率的・効果的にマネジメント・メンテナンスすること。「広域」とは府や近隣の市町との連携することで、「多分野」とは、例えば上水道と下水道、道路と公園と水路などのメンテナンスを一体的に実施することなどがある。

### 地域課題

人口減少や高齢化、経済の縮小などに起因する地域が抱える経済・社会・環境などの問題で、地域によって異なる特徴や要因を持ち、地域の活性化や持続的な発展を進めるうえで解決に向けた取り組みが求められている。

### 地域制緑地

緑地の保全や緑化を推進するために、一定の土地の区域に対して適用し、土地利用や開発を規制する法律や条例などに基づく制度による緑地。自然公園(国定公園)、近郊緑地保全区域、風致地区、緑地保全地区、生産緑地など。

### 地域防災計画

「災害対策基本法」に基づき、災害発生時の応急対策や災害復旧などにかかわる事務・業務に対して総合的に定めた計画。

### 天然記念物

「文化財保護法」で定められた、「動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの」のうち、重要なもの。

### 都市計画区域

都市計画法に基づいて都道府県知事や国土交通大臣が指定する区域で、市街地を中心として、一つのまとまった都市として整備・開発または保全する必要がある区域。

### 都市計画公園

都市計画法に基づいて計画された公園。主に市町村の区域内に住む人々の休息や散歩、遊戯、運動などの総合的な利用を目的としている。

### 都市計画マスタープラン

正式には「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(都市計画法第18条の2)という。市町村が都市計画区域内の各市町村の区域を対象として、都市の将来像や土地利用の方向性、都市施設(道路や公園など)の配置方針など、より地域に密着した都市計画に関する事項を明らかにした都市計画の基本的な方針。

### 都市景観

道路や建築物などの人工的な構造物と、山や河川、海浜などの自然的な要素から構成されている景観で、地域の歴史や文化、市民の暮らしなどが反映され、都市の印象や雰囲気などを含めた都市環境を表すもの。

### 都市公園

「都市計画法」や「都市公園法」等で位置づけられている公園や緑地で、地方自治体が設置する街区公園や近隣公園等がある。

### 都市公園ストック

これまでに整備されてきた既存都市公園を資源としてとらえ、適切な利活用を推進することにより「生活安全・安心効果」や「生活の質の向上効果」、「生産拡大効果」などが期待されている。

## 都市公園法

都市公園の設置と管理に関する基準などを定め、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とした法律。

## 都市農地

市街地とその周辺にある農地のことで、都市農業振興基本法では、市街地やその周辺地域で行われる農業を都市農業と定義されている。生業としての農業を行う場所としてだけでなく、農家ではない人が“農ある暮らし”を実現する場所としても活用されている。

## 都市緑地法

都市における緑地の保全や緑化の推進のための仕組みを定めた法律で、1 緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域を指定して、緑地の保全や緑化の推進を図ることとしている。

## 土地区画整理事業

「土地区画整理法」に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の促進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の新設または変更に関する事業。

## ドローンフィールド

ドローンを飛ばしたり競技したりテストすることが可能な施設で、自治体や各種協会、民間企業が運営する施設。

## な行

### ナラ枯れ

ナラ類やシイ・カシ類などのブナ科樹木が枯れる森林被害で、ナラ枯れの正式名称は「ブナ科樹木萎凋病」で、夏から秋にかけてコナラやミズナラが急に赤く枯れ枯死する被害。

## 農空間

農村において繰り広げられる農業の営み、それを支える農地や水、人々の生活、そして、美しい自然に囲まれ長い間に培われた伝統・文化などが溶けあった「空間（くうかん）」のこと。

## 農のウォーキングロード

心やすらぐ農業水路のせせらぎや美しい農村景観を愉しみながら、地域の歴史や文化にも接することができるウォーキングロード。

## は行

### バリアフリー

高齢者や障害者が社会生活を送るうえで、障壁となるものを取り除くという考え方。

### ビオトープ

ビオトープ (Biotop) は、ドイツ語で「生物」を意味する「Bio」と「空間」を意味する「Top」を組み合わせた言葉で、生物群集の生息・生育場所を意味する。

### 干潟

海や湖、川などの水辺にある、干潮時に水が引いて出現する砂浜や泥地で、魚や鳥の餌場として、微生物による有機物分解や水質浄化の場としても非常に重要とされている。

### ビッグデータ

一般的なデータ管理・処理ソフトウェアでは扱うことが困難なほど巨大で複雑なデータの集合を表す用語で、テキスト、画像、動画、音声などさまざまな種類・形式のデータが存在する。

### P-PFI 制度（公募設置管理許可制度）

公園に施設を設置して運営する民間事業者を公募により選定する制度で、公園に民間の優良な投資を誘導することで、管理者の財政負担を軽減しつつ公園の質や利便性を向上させることを目的としている。

### PDCA サイクル

行動プロセスの枠組みのひとつ。Plan（計画）、Do（実践）、Check（評価）、Action（見直し・改善）の4つで構成されていることから、PDCA サイクルという名称になっている。

## 風致地区

都市計画法に基づいて定められる地域地区で、都市の自然美を維持・保存することを目的とした制度。

## 俯瞰

高いところから見下ろすこと」を表す言葉。そこから転じて「全体を把握すること」の意味で使われることもある。

## プレーパーク

プレーパークは、子どもたちが自由な発想で遊び、火を使ったり、地面に穴を掘ったり、木に登ったり、何かものをつくったり、自分の「やってみたいと思うこと」を実現していく遊び場で、通常はプレーリーダー（大人）が常駐し、子どもの「遊び」を支援するとともに、安全管理を行っている。

## ブルーフラッグ

ブルーフラッグとは、国際 NGO FEE（国際環境教育基金）が実施するビーチ・マリーナ・観光用ボートを対象とした世界で最も歴史ある国際認証制度。

## 文化財保存活用地域計画

市町村において取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プラン

## 保安林

森林法に基づき、水源の涵養や土砂災害の防止、生活環境の保全・形成など、特定の公益目的を達成するために指定される森林。

## 防災機能

地震や火災などの災害時に、火が燃え移ることを防止したり安全な避難路や避難地を確保する機能。一定幅以上の道路を指したり、避難地に指定された公園や緑地、農地なども防災機能を有する。

## 防災農地

地震などの災害が発生したときに、一時避難空間や復旧資材置場などとして利用できるように、あらかじめ農地所有者の協力を得て、防災農地として登録する制度。

## 防災力

地震や台風などの自然災害による人命や社会生活への被害を防ぐ、または小さくする力のこと。

## ポストコロナ

新型コロナウイルス感染症（以下、感染症）の影響によって、地域の人々の働き方や暮らし方に対する意識は大きく変容したこと。

## 保存樹

「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」及び「同施行令」によって指定された樹木のこと。樹種や樹齢は問わず、幹回り・高さを指定基準とする老樹・巨木のこと。

## ま行

### 密集市街地

老朽化した木造の建築物が密集し、道路や公園などの公共施設の整備が不十分で、火事や地震が発生した場合に延焼防止や避難上必要な建築物の不燃化、避難地・避難路が確保されていない市街地のこと。

### 水と緑のネットワーク

水や緑の連続した空間や拠点などからなる骨格軸をつくり、それらを基盤とした面的な広がり形成することにより、水や緑の持つ機能を複合的、効果的に発揮する取り組み。

### みどりの大阪推進計画

大阪府が平成 21 年 12 月に策定した計画で、「将来ビジョン・大阪」で示された「みどりの風を感じる大都市 オンリー 1」の実現に向けた具体的な戦略を立てるために策定された。

### みどりのカーテン

植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法。

### 民間活力

民間企業の資金力や事業能力など、経済の活性化や内需拡大を目的とした、公共投資に頼らない民間企業による大型設備投資、大規模開発投資などをいう。

### 木質バイオマス

間伐材や木屑などが木質チップや木質ペレットなどに加工され、木材産業や公共施設、発電所等の施設でエネルギー利用されるもの。

### や行

#### 遊休農地

耕作の目的に供されておらず、引き続き供されないと見込まれる農地のこと。または、農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比して著しく劣っていると認められる農地のこと。

### ら行

#### ライフスタイル

「衣食住」だけでなく「人生観・価値観・習慣」などを含めた個人の生き方」という意味で使われる。

#### ライフステージ

人生の変化を節目で区切った、それぞれの段階（ステージ）のこと。就職、結婚、出産、子育て、子どもの独立などの段階がある。

#### 立地適正化計画

本格的な人口減少社会の到来や少子高齢化が進むなか、持続可能な都市づくりを進めるため、『コンパクト・プラス・ネットワーク』の考えのもと、公共交通を利用しやすく災害リスクが比較的小さい区域に、居住や都市機能を誘導することで、一定の人口密度を維持し、災害に強いコンパクトなまちづくりを形成するための

計画。

### 緑地協定

緑地を守るために、『都市緑地法』に基づき締結するものであり、一団の土地又は道路・河川などに隣接する土地の所有者等が、市街地の良好な環境を確保するために結ぶ緑化に関する協定。

### わ行

#### ワークショップ

参加者が主体的に参加する体験型の研修会や会議・集会のことで、学習やトレーニング、問題解決などを目的として活用される。

## 参考資料 2 貝塚市緑の基本計画検討委員会 開催経緯

### 1. 貝塚市緑の基本計画検討委員会名簿

| 区 分          | 氏 名                 | 所属及び役職                      |
|--------------|---------------------|-----------------------------|
| 学識経験を有する者    | しもむら やすひこ<br>下村 泰彦  | 大阪公立大学 名誉教授                 |
| 学識経験を有する者    | さくま やすとみ<br>佐久間 康富  | 和歌山大学 准教授                   |
| 学識経験を有する者    | おくむら よしひろ<br>奥村 与志弘 | 関西大学 教授                     |
| 関係団体の代表者又は役員 | みなみ さとみ<br>南 サトミ    | せんごくの杜さくらの里<br>代表（市民ボランティア） |
| 関係団体の代表者又は役員 | まきの じゅんこ<br>牧野 純子   | 大阪みどりのトラスト協会<br>事務局長        |
| 関係団体の代表者又は役員 | おかもと やすひろ<br>岡本 康敬  | 木積土地改良区<br>事務局長             |
| 市の執行機関の職員    | おおた こうじ<br>太田 浩二    | 貝塚市副市長                      |
| 市の執行機関の職員    | みぞばた えつのり<br>溝端 悦規  | 貝塚市都市整備部長                   |
| 市の執行機関の職員    | むらた かつひろ<br>村田 勝博   | 貝塚市<br>まちづくり整備監             |

## 2. 貝塚市緑の基本計画検討委員会の開催経緯

| 開催スケジュール         | 議事   |
|------------------|--|
| 第1回<br>(R5.11.7) | 議事1 改定スケジュールについて<br>議事2 市民アンケートの実施について（報告）<br>議事3 改定の方向性について                   |
| 第2回<br>(R6.1.30) | 議事1 第1回貝塚市緑の基本計画検討委員会の振り返り<br>議事2 市民アンケートと市民説明会・市民意見交換会の結果について<br>議事3 計画素案について |
| 第3回<br>(R6.3.13) | 議事1 第2回貝塚市緑の基本計画検討委員会の振り返り等<br>議事2 計画素案について<br>議事3 答申について                      |

貝塚市緑の基本計画

平成12年 策定 / 令和6年3月 改定

発行・編集 貝塚市 都市整備部 公園緑地課

〒597-8585 貝塚市島中1丁目17番1号

TEL：072-423-2151（代表）

<https://www.city.kaizuka.lg.jp/>

